

公共施設マネジメント に係る研究報告

公共施設マネジメントのススメ



平成25年3月
京都府自治振興課 税財政担当
京都地方財政研究会

はじめに

○本報告のとりまとめの目的

- ・高度経済成長、人口増加、住民ニーズの多様化等に対応するため、数多くの公共施設が整備されたところ
- ・今後、これらの施設の老朽化が進み、維持補修費の増加が見込まれ、また、順次耐用年数が経過し、施設の更新が必要となる。
- ・社会保障関係経費が増加する等、地方財政が厳しい状況にある中、限られた財源で、全てに対応することは困難

- ・一方で、人口の減少、高齢化率の上昇により、施設建設時に比べ利用者ニーズも変化している。
- ・このような状況の中で、公共施設のマネジメントが今後の重要課題となると認識されつつある。
- ・今回、各市町村におけるマネジメントの取組の参考としていただくため、更新問題の背景・取組の必要性、過去の決算統計データによる各市町村別の分析・試算、関係情報の提供等を行うものです。

当資料利用上の注意

当資料は様々なデータを用いて分析等を行っていますが、取扱、活用にあたっては、次の事項に注意をお願いします。

- ◆ 当資料でいう「公共施設」とは、庁舎や学校等の各種施設の外、道路・橋りょうも含めた範囲としています。
公営企業である水道、下水、病院等は、今回の資料には含んでいません。
- ◆ 一部事務組合（過去に存在した組合を含む）、広域連合のデータは含まれていないので、別途、把握・分析が必要です。

- ◆ 公営企業(水道、下水、病院等)のデータは、本資料には含まれていないので、別途、把握・分析が必要です。
- ◆ 過去の普通建設事業費等については、物価上昇を反映させるため、建設費デフレーターを用いて補正を行っています。(実際の決算額とは一致しない)

目次

1. 「マネジメント」の必要性（公共施設をとりまく状況の変化）
 - ・人口の減少、高齢者割合の増加
 - ・社会保障関係経費、維持補修費の増加
 - ・地方交付税の将来見通し、合併算定替の逓減

2. 公共施設の整備の状況（現在の状況）
 - ・これまでの整備の状況（普通建設事業費の推移）
 - ・公共施設の状況（内訳、住民1人当たり面積）

3. 将来の見通し及び対策の状況
 - ・更新費用の試算（時期、更新費用）
 - ・マネジメントの取組状況（実態調査結果概要）

4. 公共施設マネジメントの取組フロー

- (1) 対応部署の設置（包括・横断的管理担当部署）
- (2) データ収集（検討するための基本情報の収集）
- (3) 公共施設総量の検討、受益と負担の可視化
 - ① 将来の更新費用の試算、公共施設総量の検討
 - ② 施設経営情報（受益と負担）の可視化（白書）
- (4) 公共施設マネジメント方針の検討・策定
 - ① 利用状況・コストによる施設分類、対象外施設
 - ② 公共施設のあり方、個別施設の検討
 - ③ 公共施設マネジメント方針の策定、実行

(参考) 先進団体のマネジメント、白書の例

○マネジメントに係る関係情報

- ・不要、遊休施設の活用事例
- ・施設の解体・撤去等に活用できる財政措置
- ・施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

○参考資料

- ・公共施設整備の状況(団体別)
- ・公共施設の状況(団体別)
- ・普通建設事業費、維持管理費の状況(団体別)
- ・更新コストの試算(団体別)

○付録

- ・歳入推移(S44～H23年度)(団体別)
- ・歳出推移(S44～H23年度)(団体別)

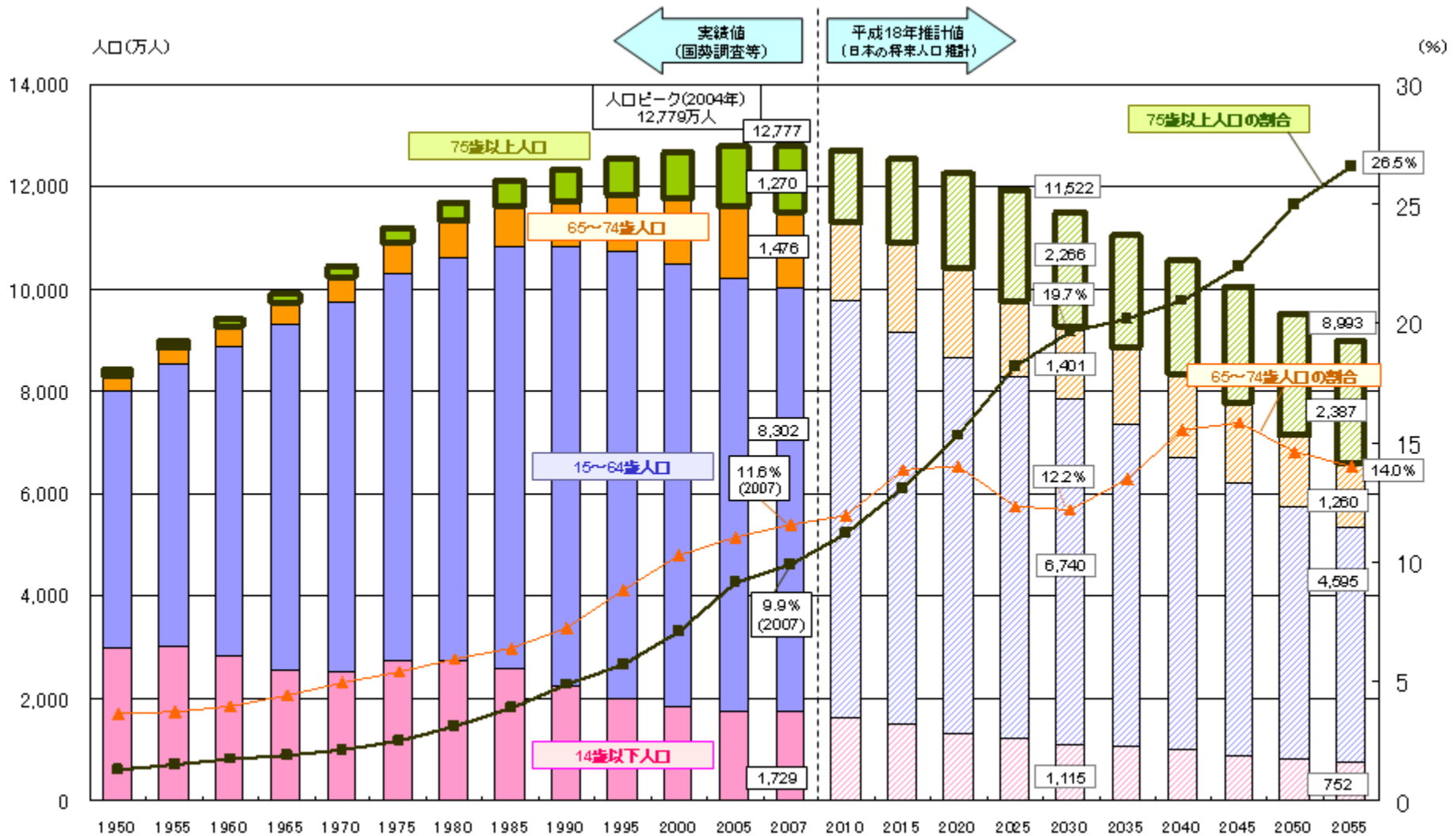
1. マネジメントの必要性

(公共施設を取り巻く状況の変化)

人口、年齢割合の変化

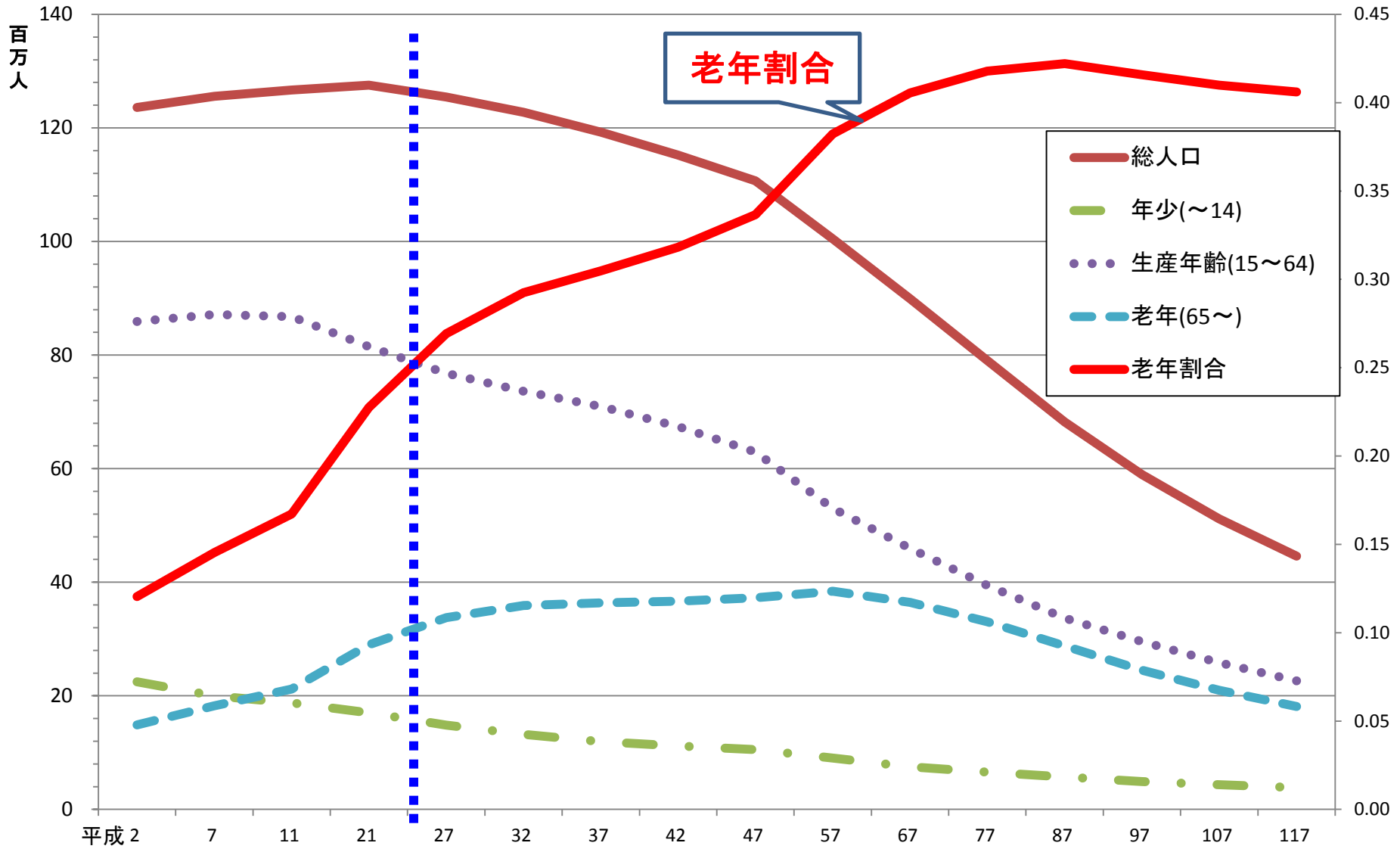
- 将来推計人口は、2007年(H16)の1億2800万人をピークに、2055年(H67)には9,000万人を下回る見通し
- 一方で、老年人口の割合は増加し、平成40年代から急増する見通し
- 人口ピラミッドも次の図のように変化

我が国の将来推計人口



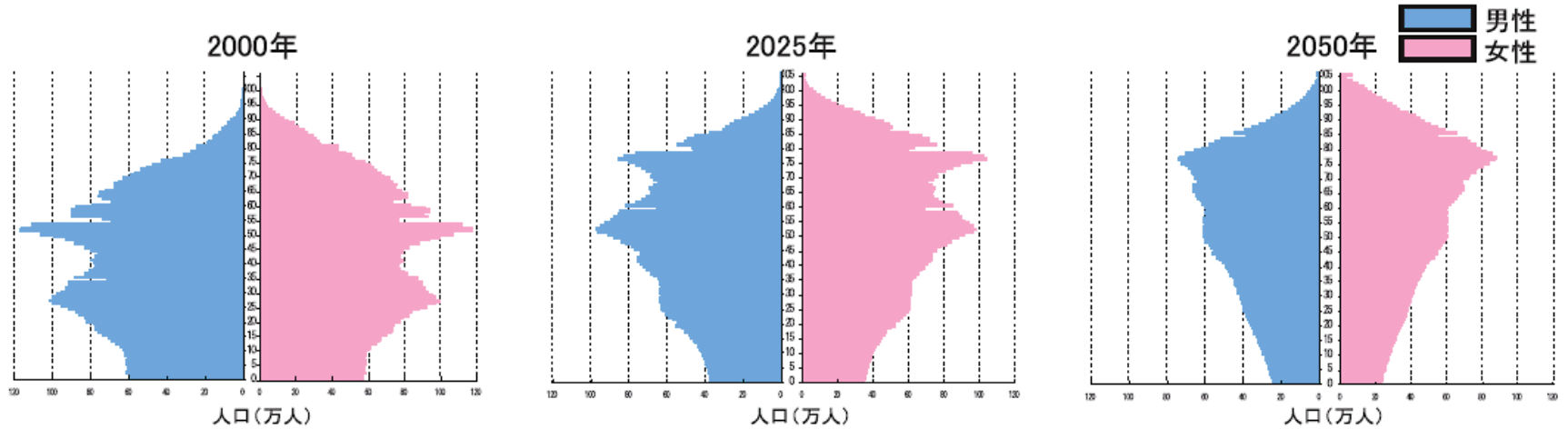
(出典)2006年までは総務省統計局「国勢調査」、2007年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

将来人口 (総務省統計局 日本の統計2011)



人口ピラミッドの変化

(財務省HPより)

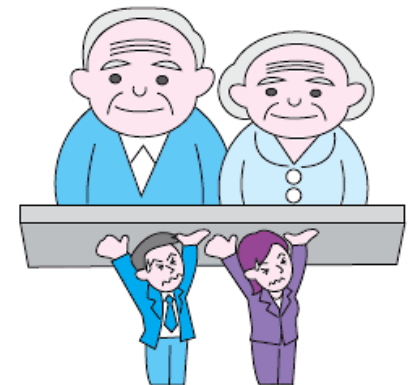
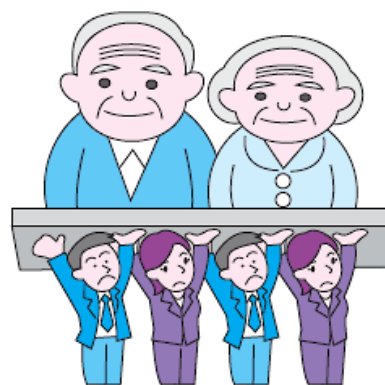
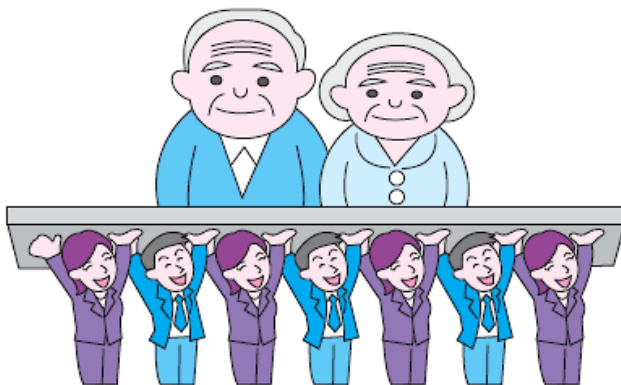


20~64歳人口の65歳以上人口に対する比率 (総人口)

3.6 (1億2,693万人)

1.8 (1億1,927万人)

1.2 (9,515万人)

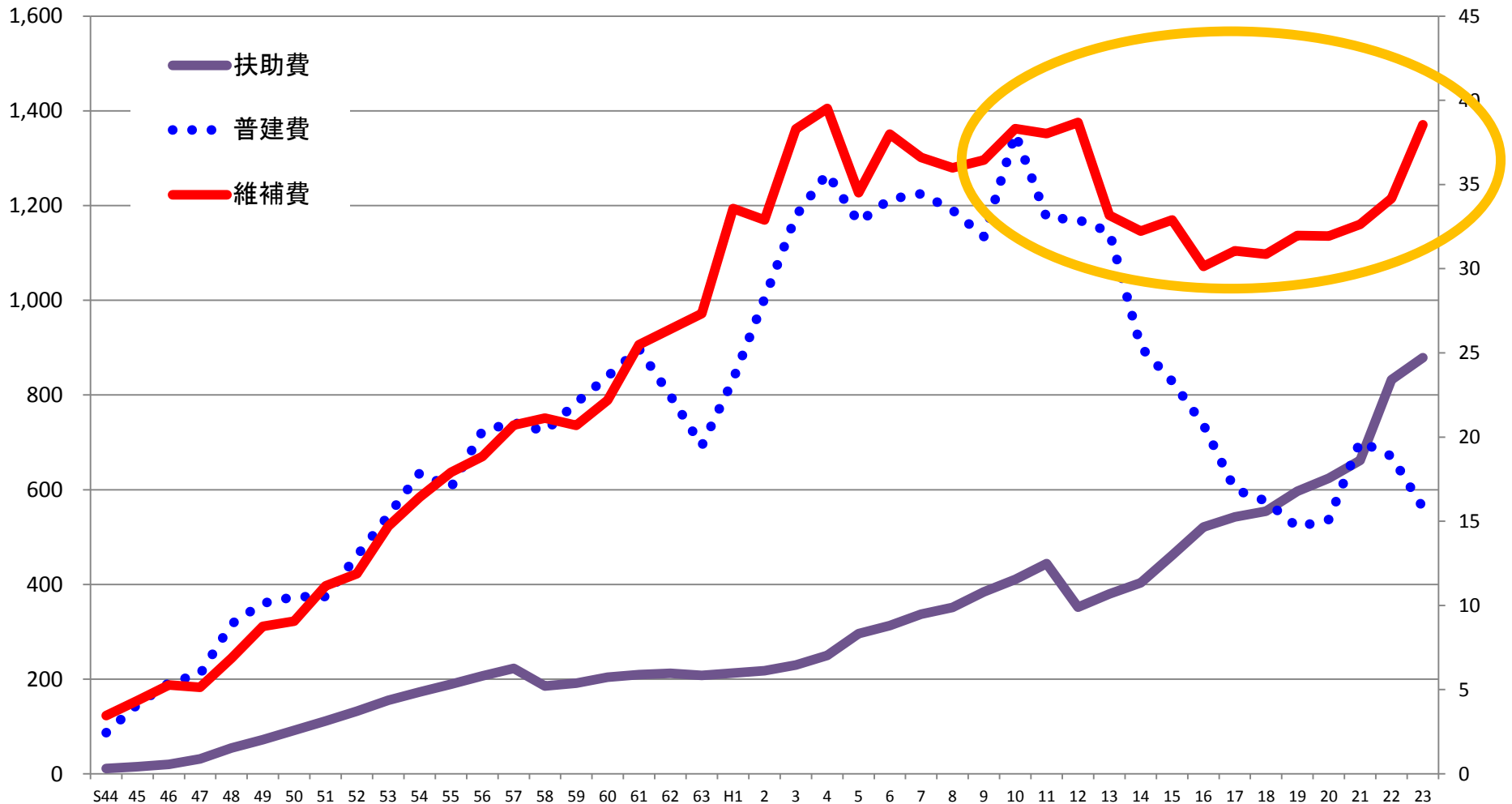


市町村の歳出構造の変化

- 一般財源総額が横ばいで推移する中で、
- 公共施設の増加、老朽化により維持補修費は高どまりで推移
- 扶助費を始め、社会保障関係経費が急増している状態
- 市町村は人件費の削減で対応してきたが、それも限界に・・・

★市町村ごとのデータは参考資料を参照

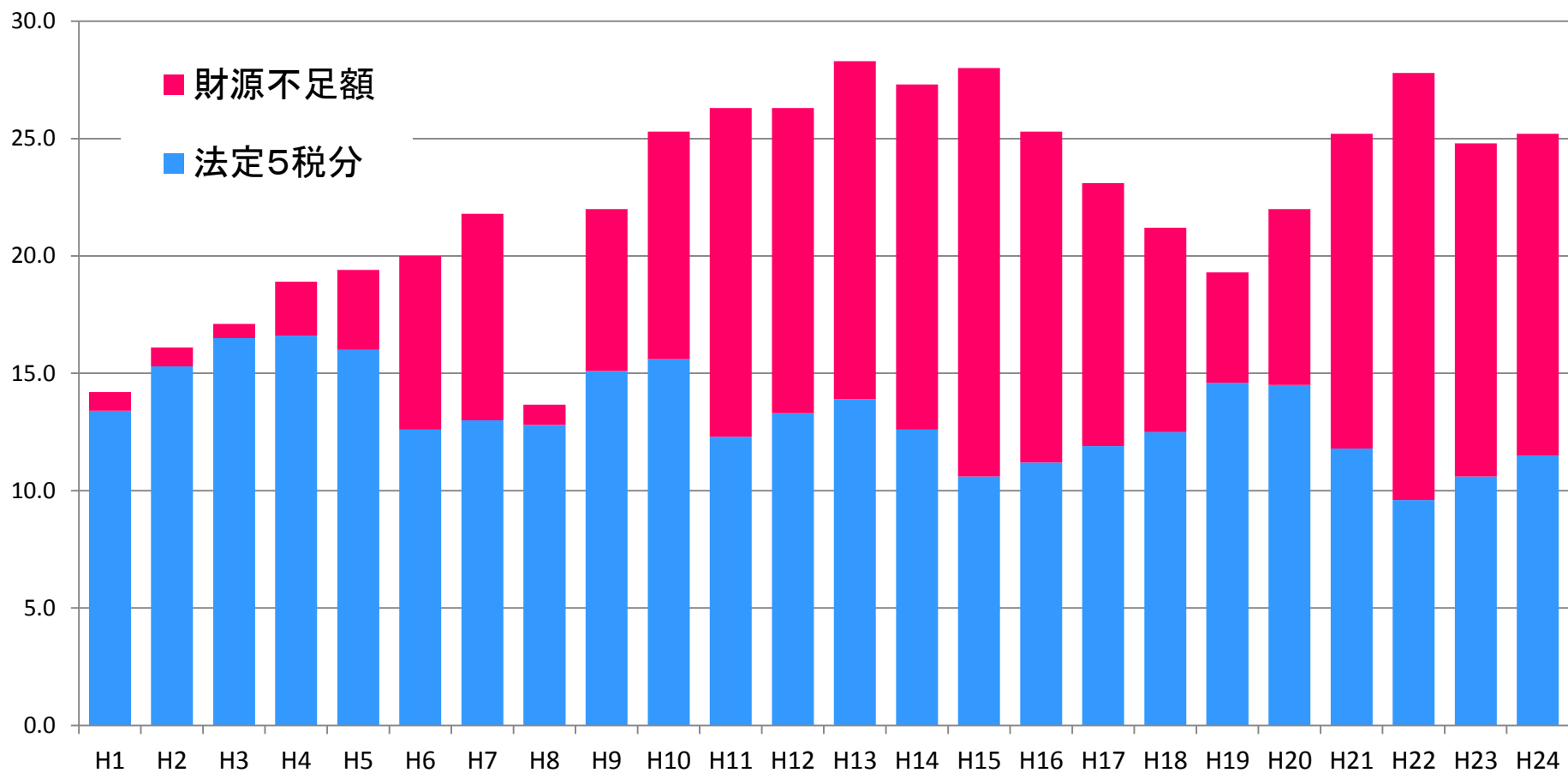
普通建設事業費、維持補修費、扶助費推移 (京都市除く、億円)(維持補修費のみ右目盛り)



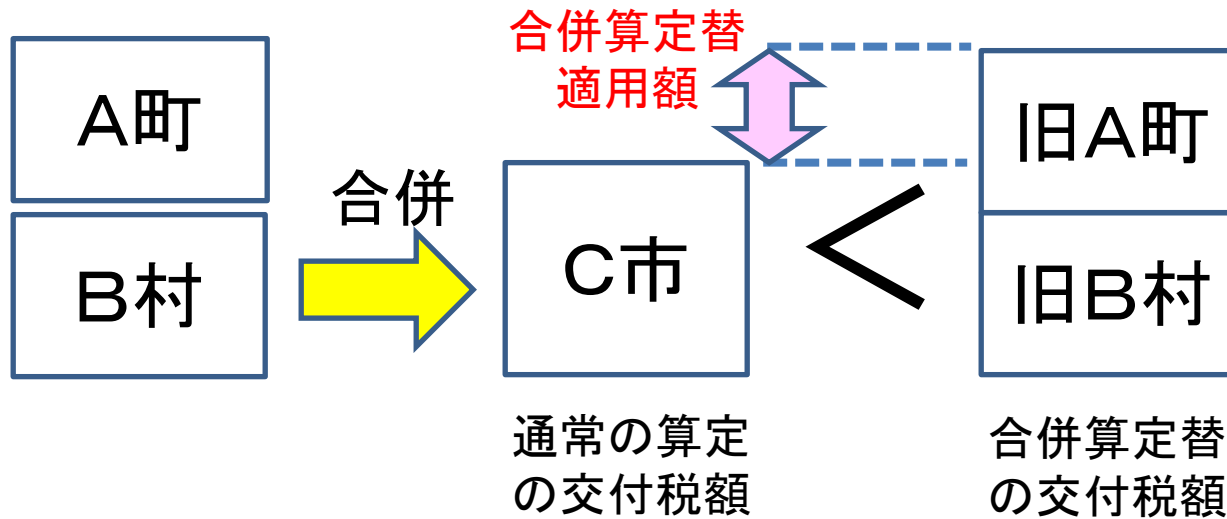
地方交付税の将来見通し

- 地方財政計画における財源不足額の状況は次のグラフのとおり
- 近年の景気低迷等の影響により地方財政計画における財源不足額は多額で推移（今後も先行きは不透明な状況）
- また、合併団体においては、合併算定替の逡減時期が近づいている状況

地方財政計画における法定5税分と財源不足額 (兆円)

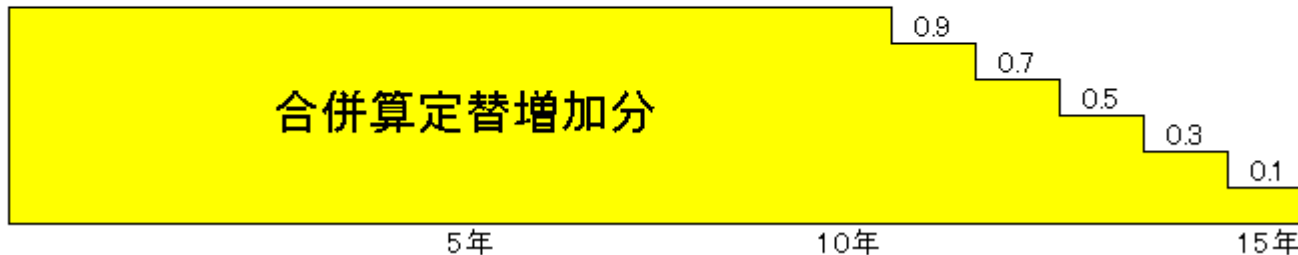


合併算定替イメージ

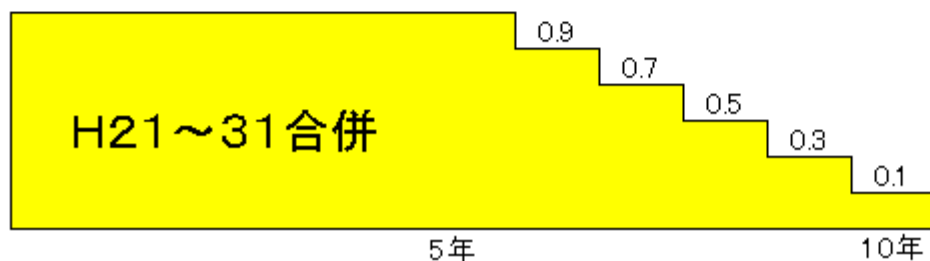
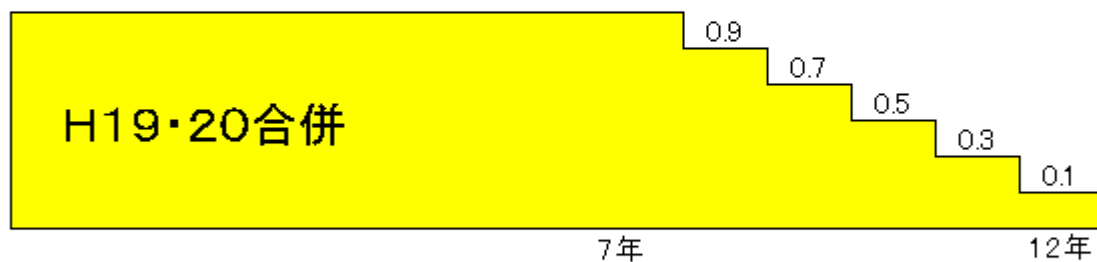
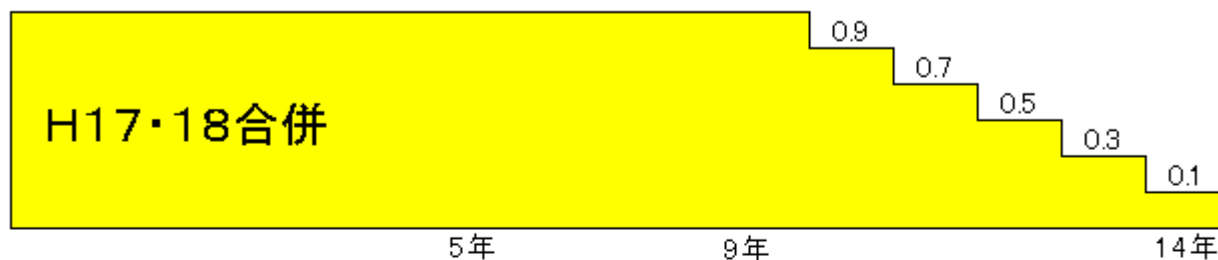


算定替の適用期間

旧合併特例法



新合併特例法



2. 公共施設の整備状況

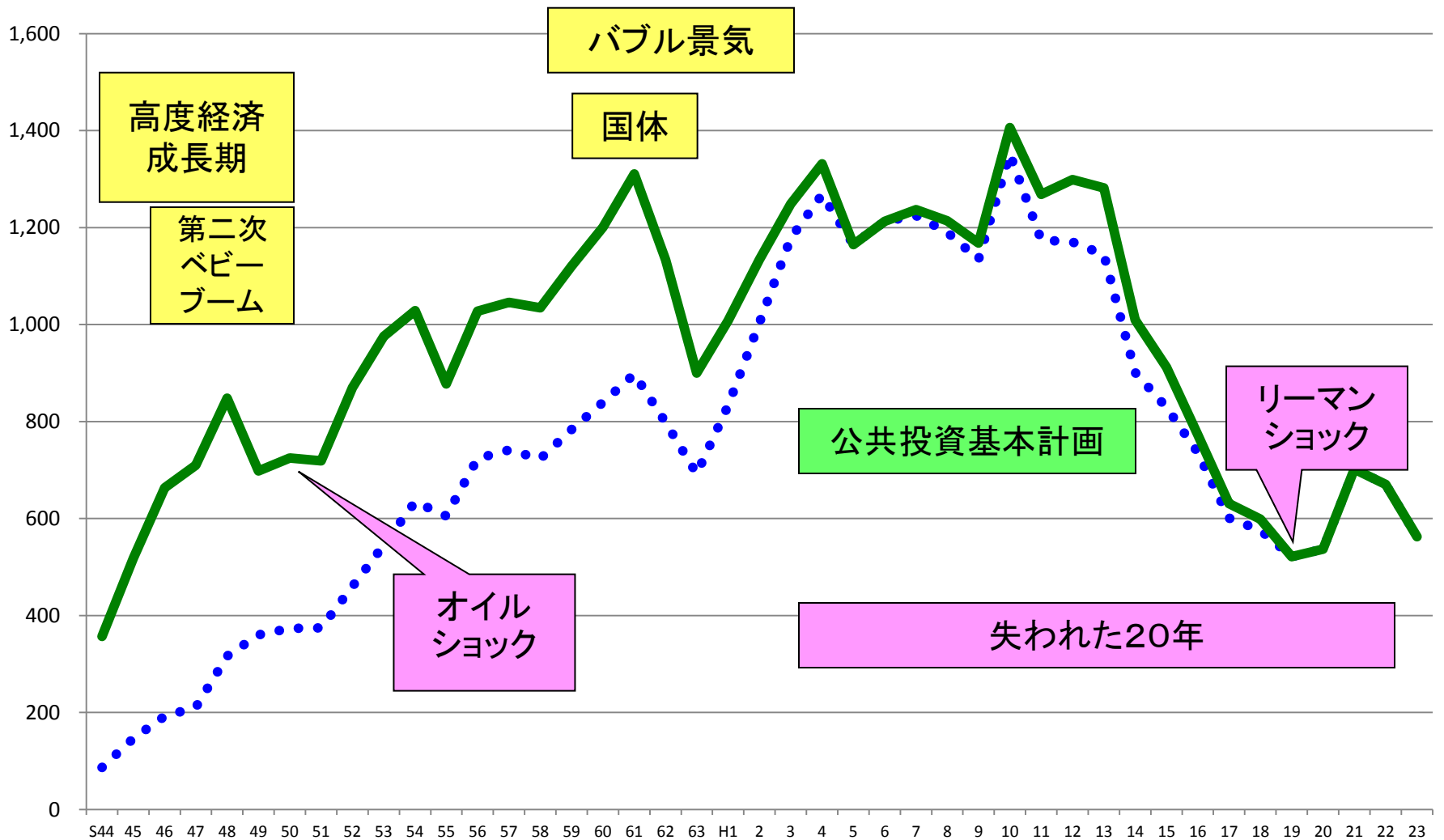
(現在の状況)

普通建設事業費の推移

- 昭和44年度から平成23年度までの普通建設事業費の推移は下のグラフのとおり
- 高度経済成長、人口増加、公共投資基本計画により、多額の公共投資、多数の公共施設が建設
- 今後、これらの公共施設が順次更新時期となり、このままでは多額の維持管理費、更新費が必要

普通建設事業費の推移

(京都市除く 単位:億円 ※点線は建設費デフレータ反映前)



普通建設事業費の推移

○施設種類ごとの推移は次のグラフのとおり

- 小中学校は人口増加期の事業費が多く、近年、耐震化で再び増加
- 道路橋りょうは、平均して事業費が多い状況
- 清掃施設は、環境問題もあり、平成7年頃から増加
- 公共投資基本計画期間はその他施設も額が増大

★市町村ごとのデータは参考資料を参照

公共施設面積の内訳

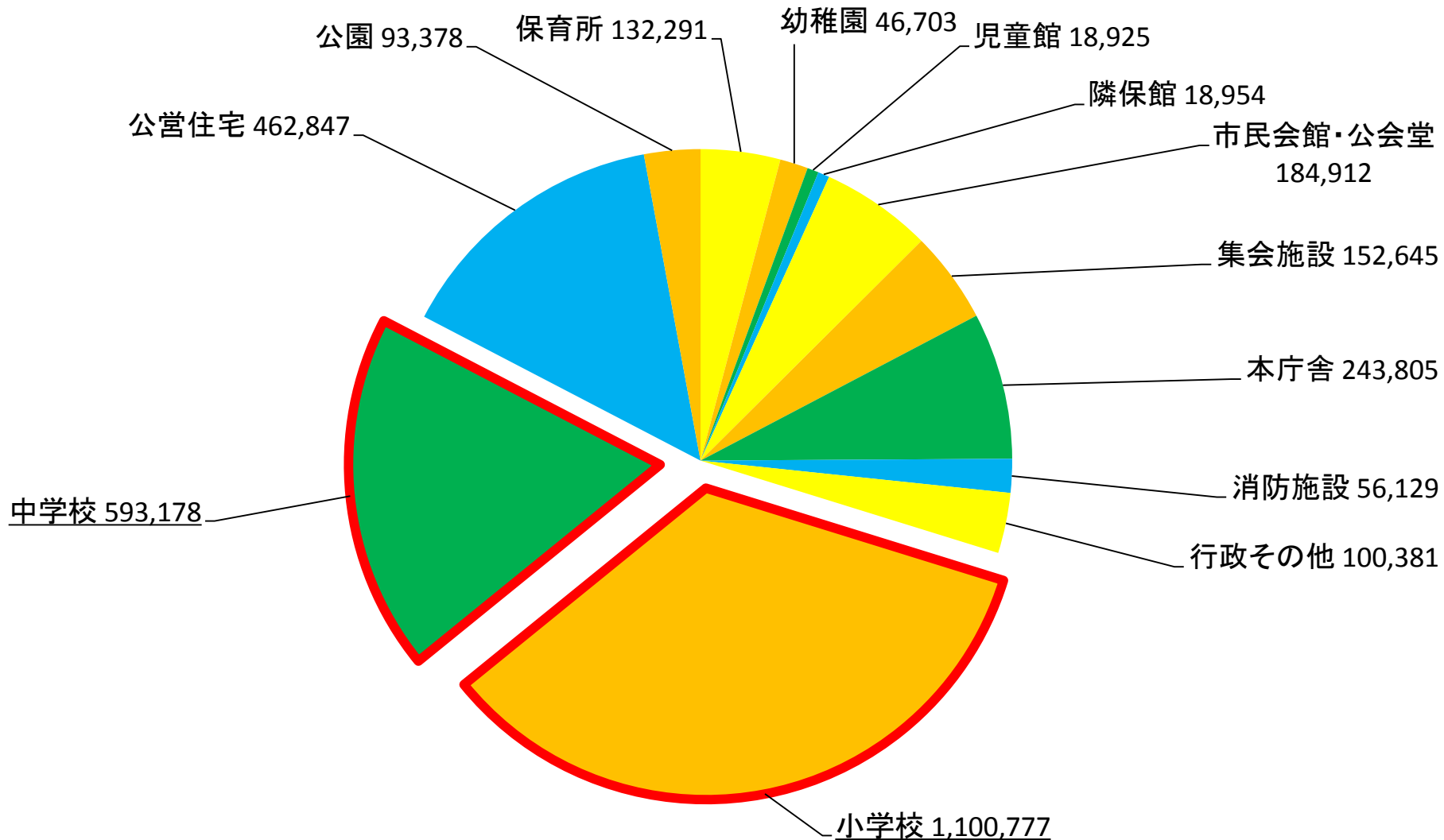
- 公共施設状況調査(H24.3.31現在他)による施設ごとの面積の内訳は次のグラフのとおり(※道路・橋りょう除く)
- 府内計(京都市除く。以下同じ)では、小・中学校で半数を占め、次いで公営住宅、庁舎となっている
- 特に、小中学校は人口(児童・生徒数)により影響を受けるため、マネジメントが重要

★市町村ごとのデータは参考資料を参照

公共施設面積の内訳

(公共施設状況調査 H24.3.31現在、単位m² ※道路・橋りょう除く)

(※保育所はH23.10.1、幼稚園はH24.5.1現在)



公共施設面積の比較

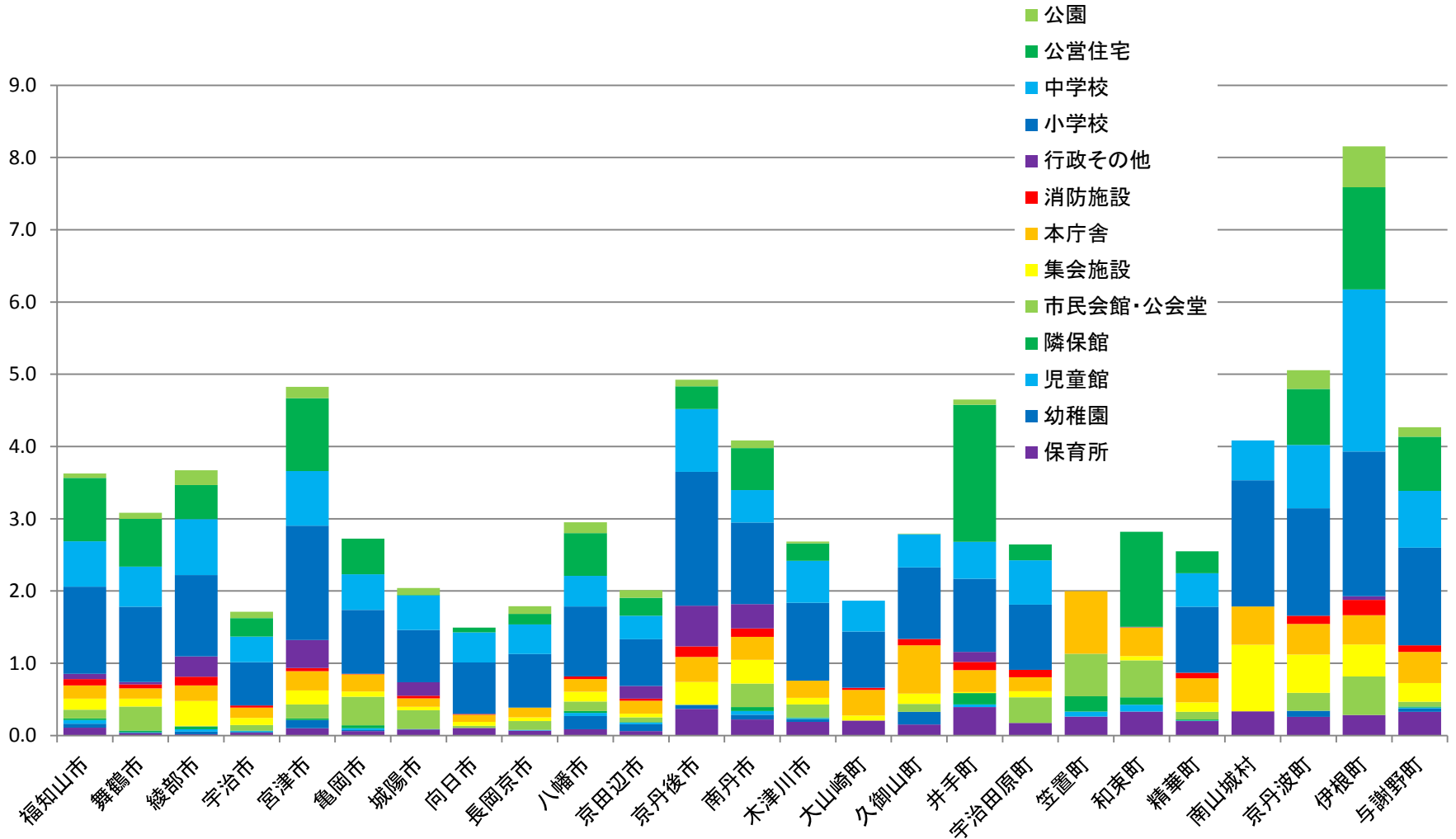
- 公共施設状況調査による市町村ごとの面積（実面積）の比較は次のグラフのとおり
- 人口または面積の大きい市町村、合併した市町村で面積が大きい傾向が見られる
- 公共施設的面積は人口や市町村面積に左右されると思われ、次項以降で比較を行う。

公共施設面積（人口1人あたり）

- 人口1人あたりの公共施設面積の比較は次のグラフのとおり
- 主に合併団体において平均より多い傾向
- 宮津市は市域が分かれていること、南山城村は連立立の学校の所在等が影響していると思われる。

公共施設面積の比較 (人口1人当たり、施設内訳)

(公共施設状況調査 H24.3.31現在他)

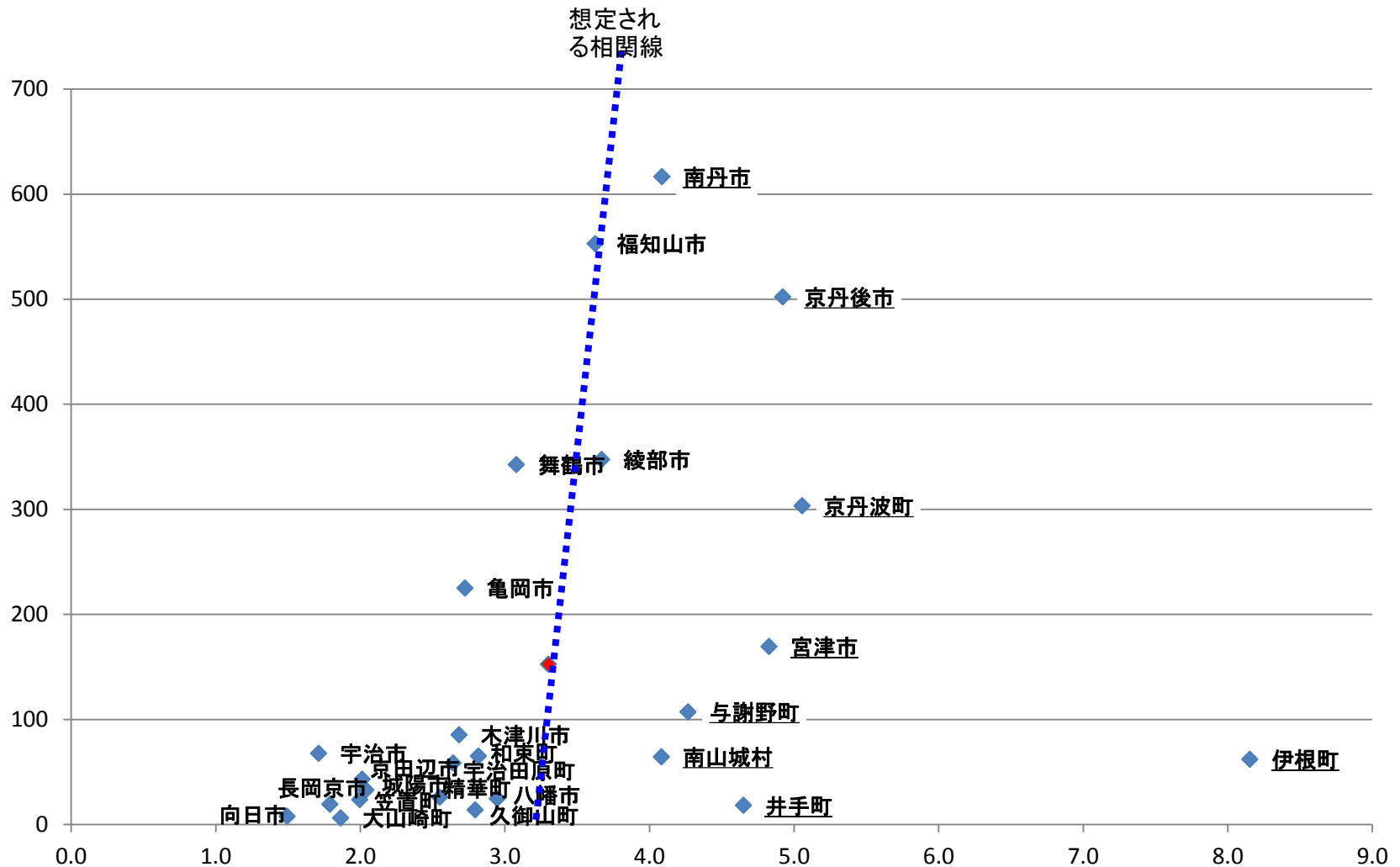


公共施設面積と市町村面積

- 住民1人当たり面積と市町村の面積による分布は次のグラフのとおり
- 主に合併団体において多い傾向
- 宮津市は市域が分かれている事、南山城村は連立立学校の所在の影響と推測
- 井手町、伊根町は更なる分析が必要

公共施設面積と面積による分布

(横軸: 1人当たり面積(m²/人)、縦軸: 市町村面積(km²))



3. 将来の見通し及び対策状況

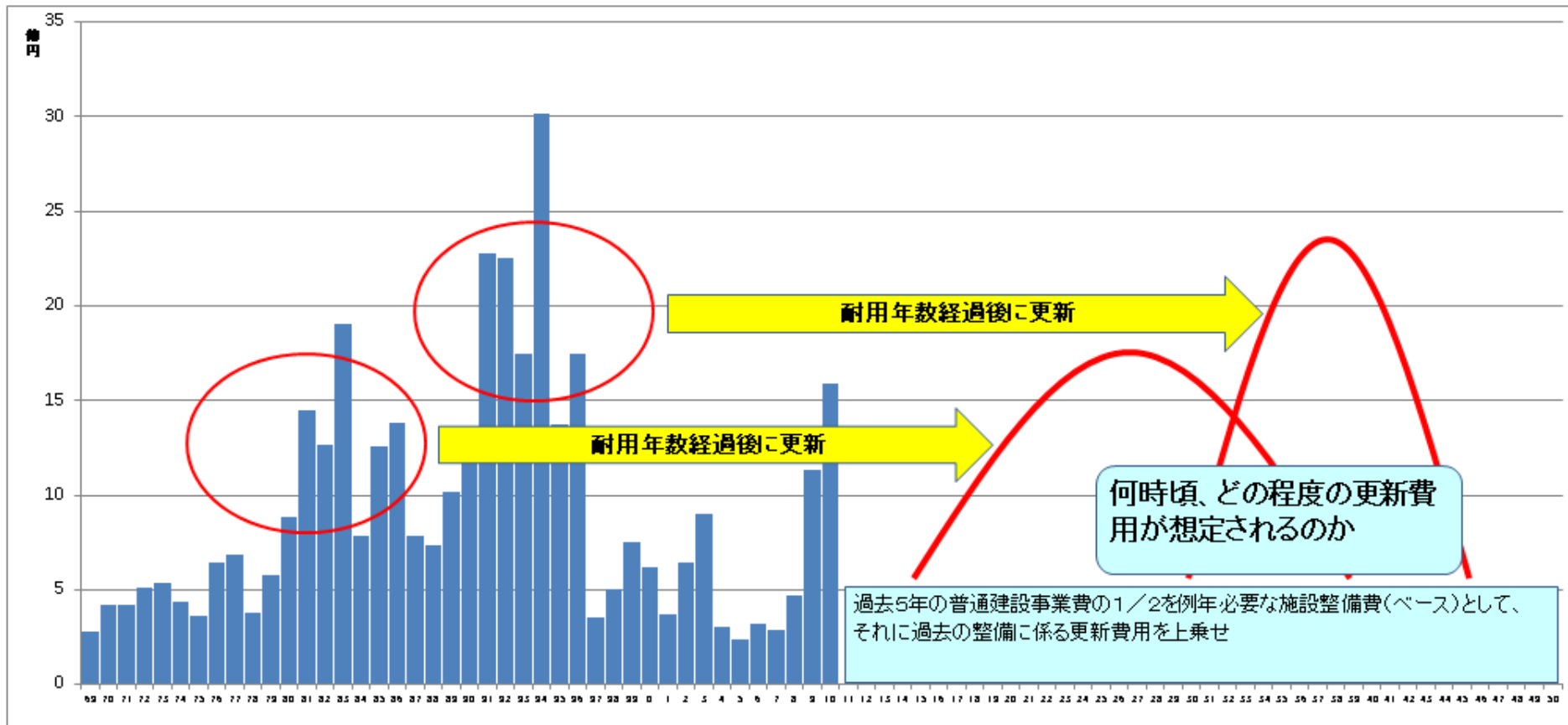
(1) 更新費用の試算(建設費ベース)

- 過去の決算額をベースに、施設種類ごとに、耐用年数経過後の更新費用、時期を試算

【試算の前提条件】

- 過去5年の平均額の1/2を毎年新規分として、それをベースに更新費用を上乗せ
- 更新費用は過去の整備費と同額と仮定
- 耐用年数経過後に同じ規模で建て替えると想定

更新費用試算イメージ



更新費用試算結果

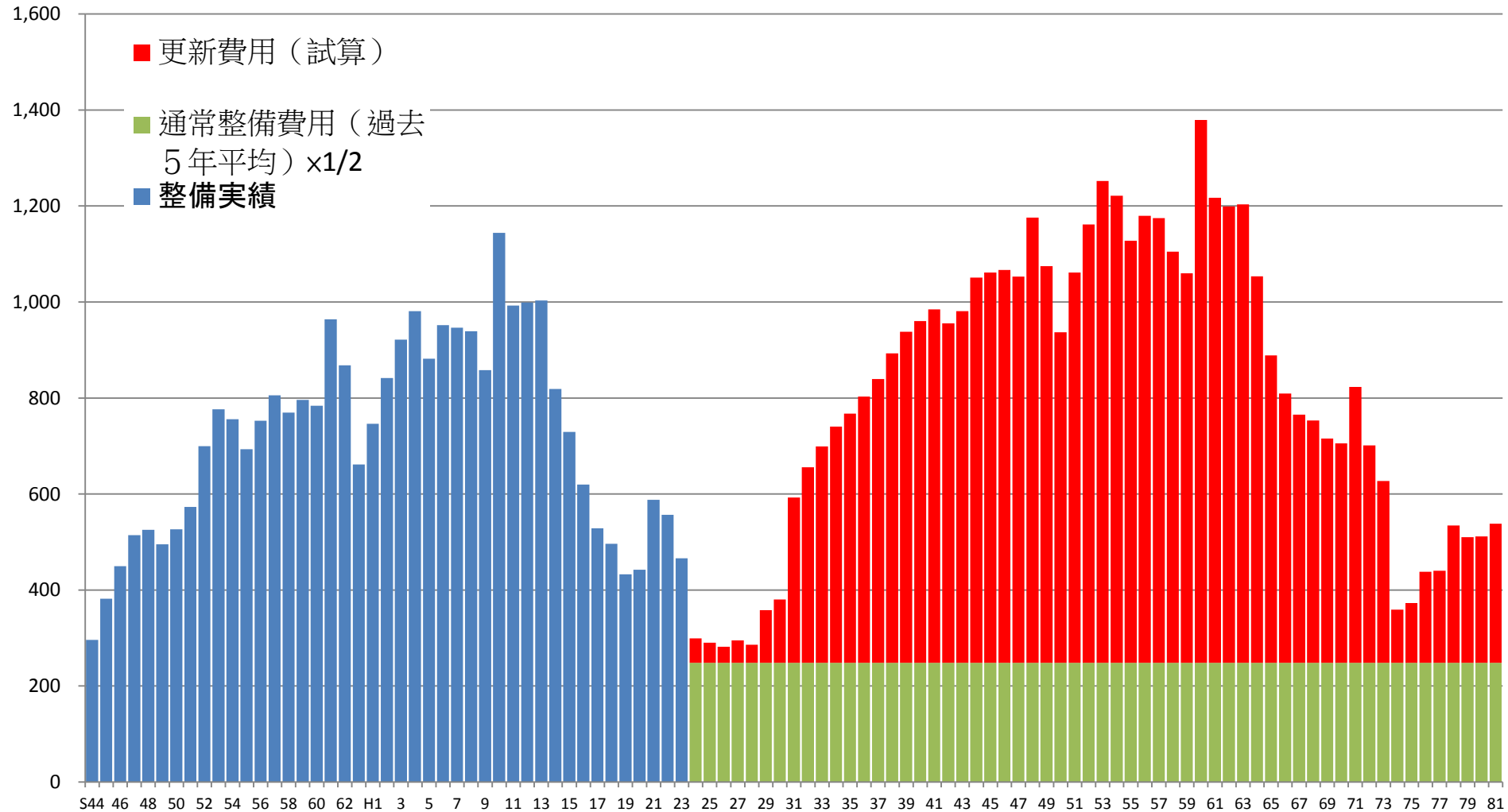
- 府内市町村計の更新費用の試算結果は、次のグラフのとおり
- 過去の建設費のピークは昭和52～平成13年頃であるが、これを超える更新経費のピークが平成30年頃～平成75年頃まで続くと推測

※一部事務組合・広域連合のデータは含まれておらず、実際にはそれらも考慮する必要。

★各市町村のデータは参考資料を参照

過去の公共投資と更新費用の試算（京都市除く、億円）

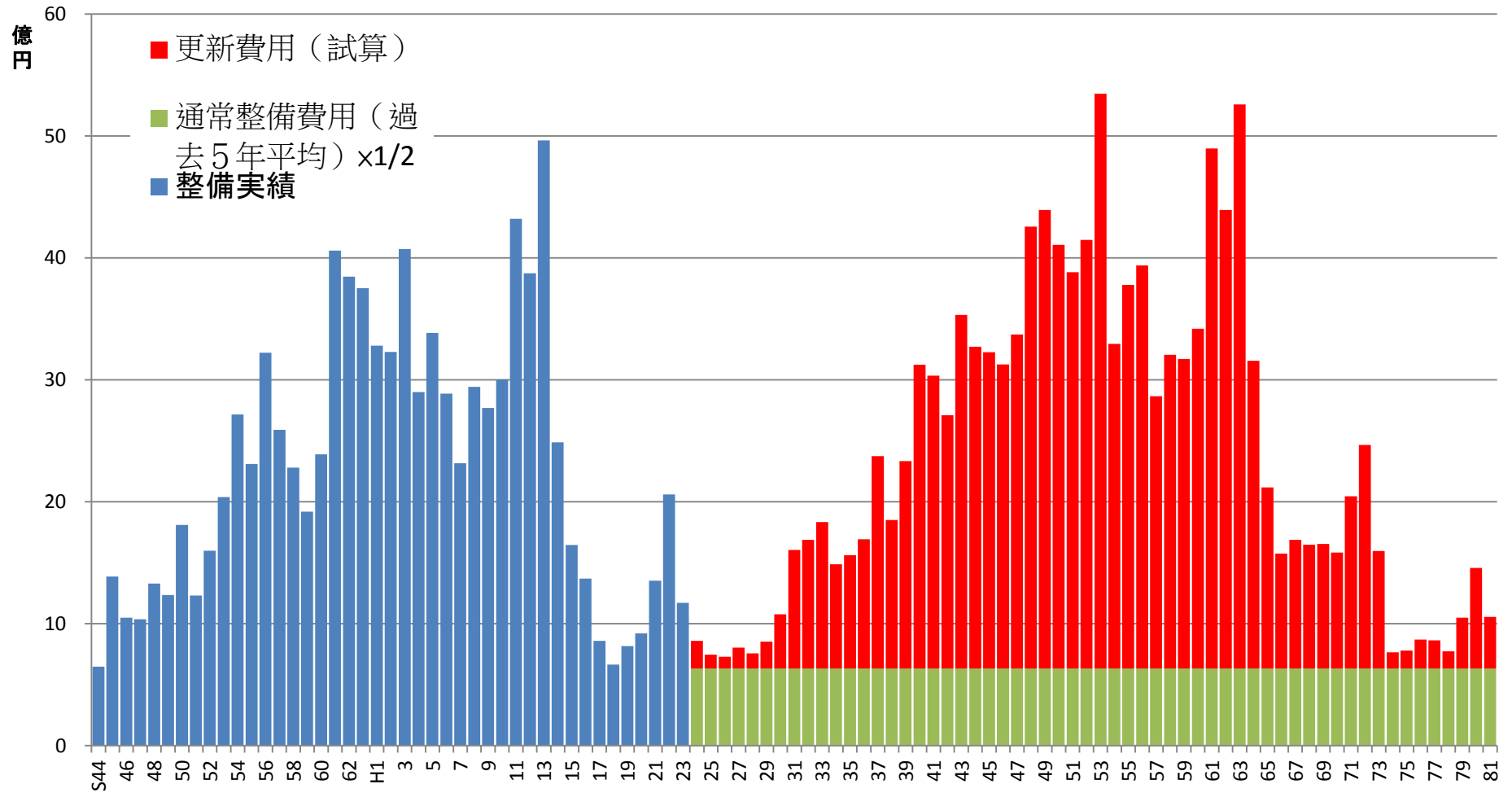
※耐用年数経過後に現在と同じ費用で更新するとした場合の試算



更新費用試算結果

- 先ほどのグラフは府内市町村計であり、特徴がつかみにくいですが、今回、過去の決算統計データから各市町村の試算を行っているので、検討の参考に
 - 例として宮津市の試算結果は次のとおり
- ★各市町村のデータは参考資料を参照

更新費用試算結果(宮津市の例)

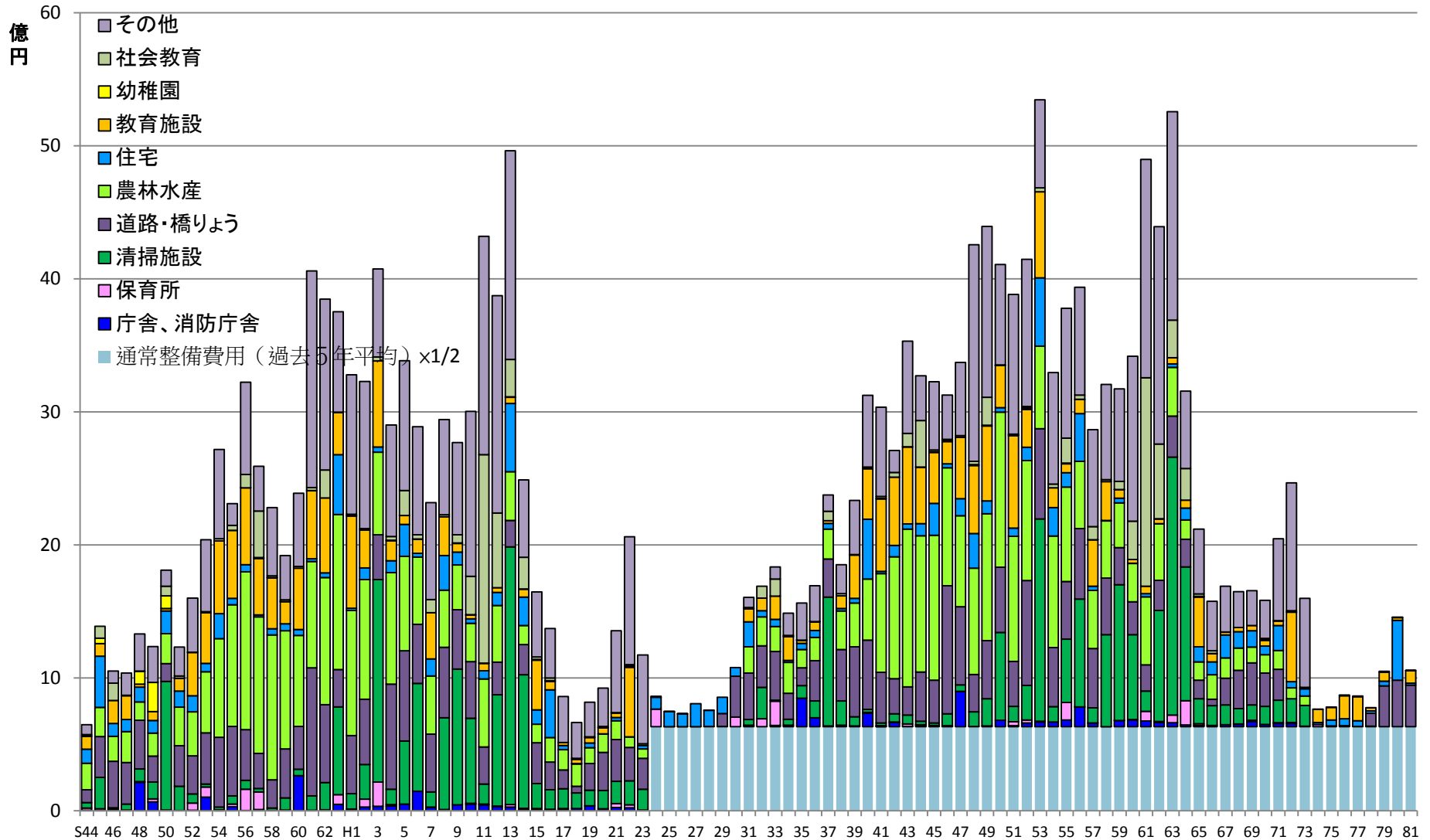


更新費用試算結果

- 更に試算結果を施設区分別で見ると、宮津市の例は次のグラフのとおり
- これを見ると、学校関係・農林関係が平成40年頃から、清掃関係が平成50年頃から膨らむことが予測される。
- 各市町村において、実際の施設と関連づけることで、更にイメージしやすくなると思われる。

★各市町村のデータは参考資料を参照

更新費用試算結果（宮津市の例）



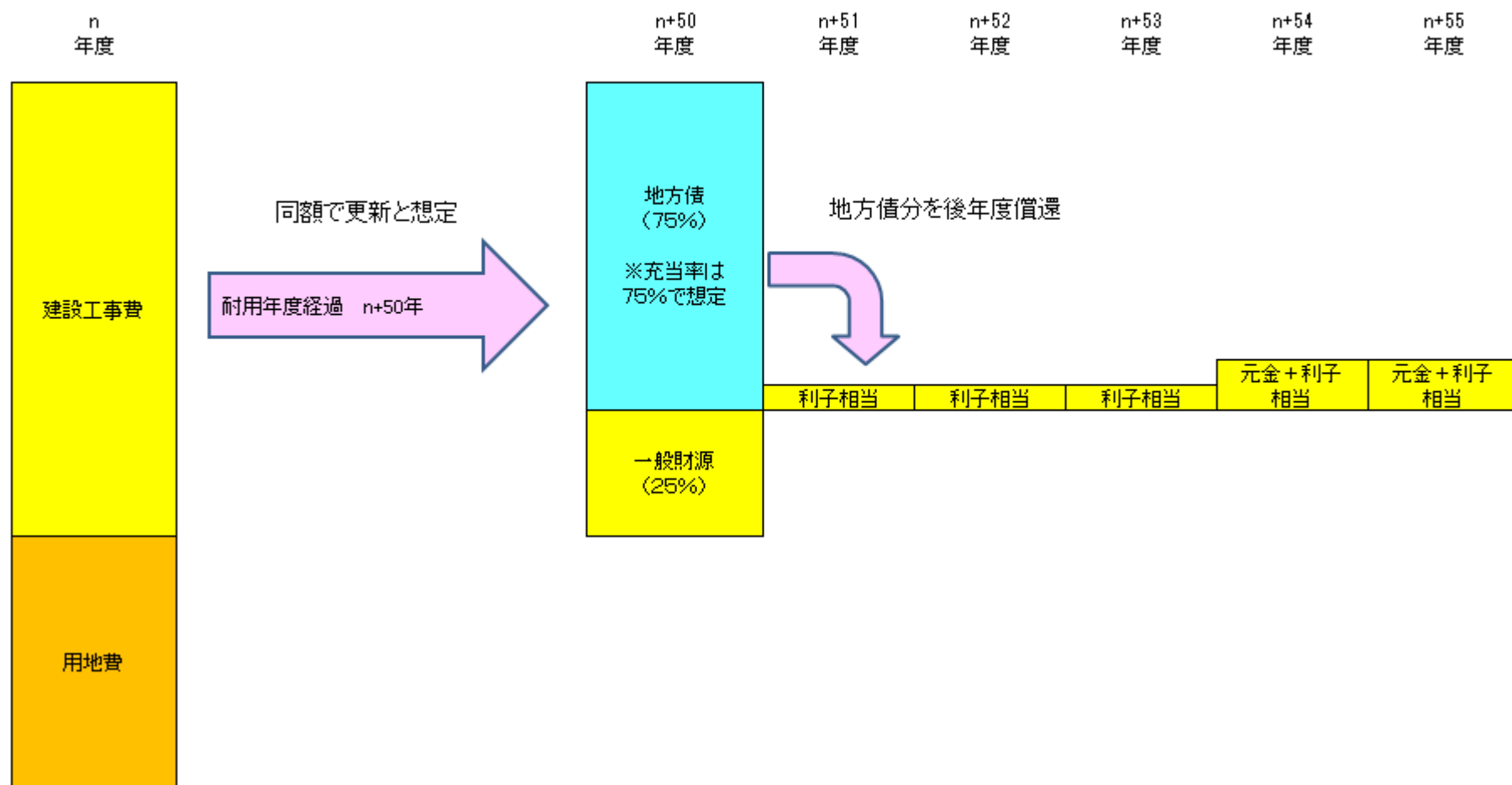
(2) 更新費用の試算(一般財源ベース)

- 公共施設の整備については、実際には地方債を活用すると思われる。
- そこで、(1)で試算した更新費用について、地方債を充当すると仮定し、地方債充当残及び将来の元利償還額について試算を行った。

★地方債の設定条件 充当率75%、20年償還

(普通交付税算定におけるH22年度同意等債一般単独理論償還表を用いて試算)

更新費用(一般財源ベース)試算イメージ

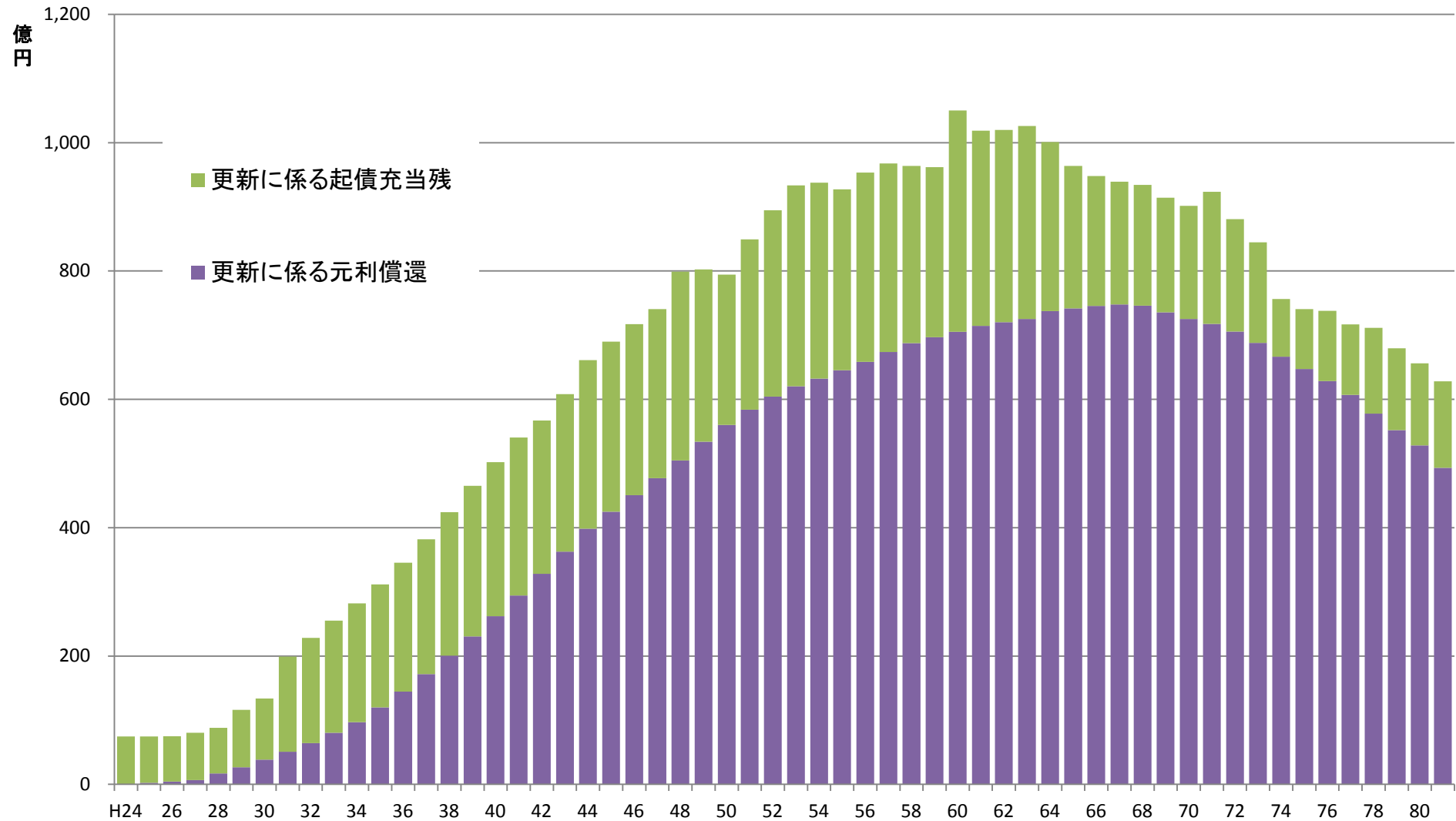


更新費用試算結果（一般財源ベース）

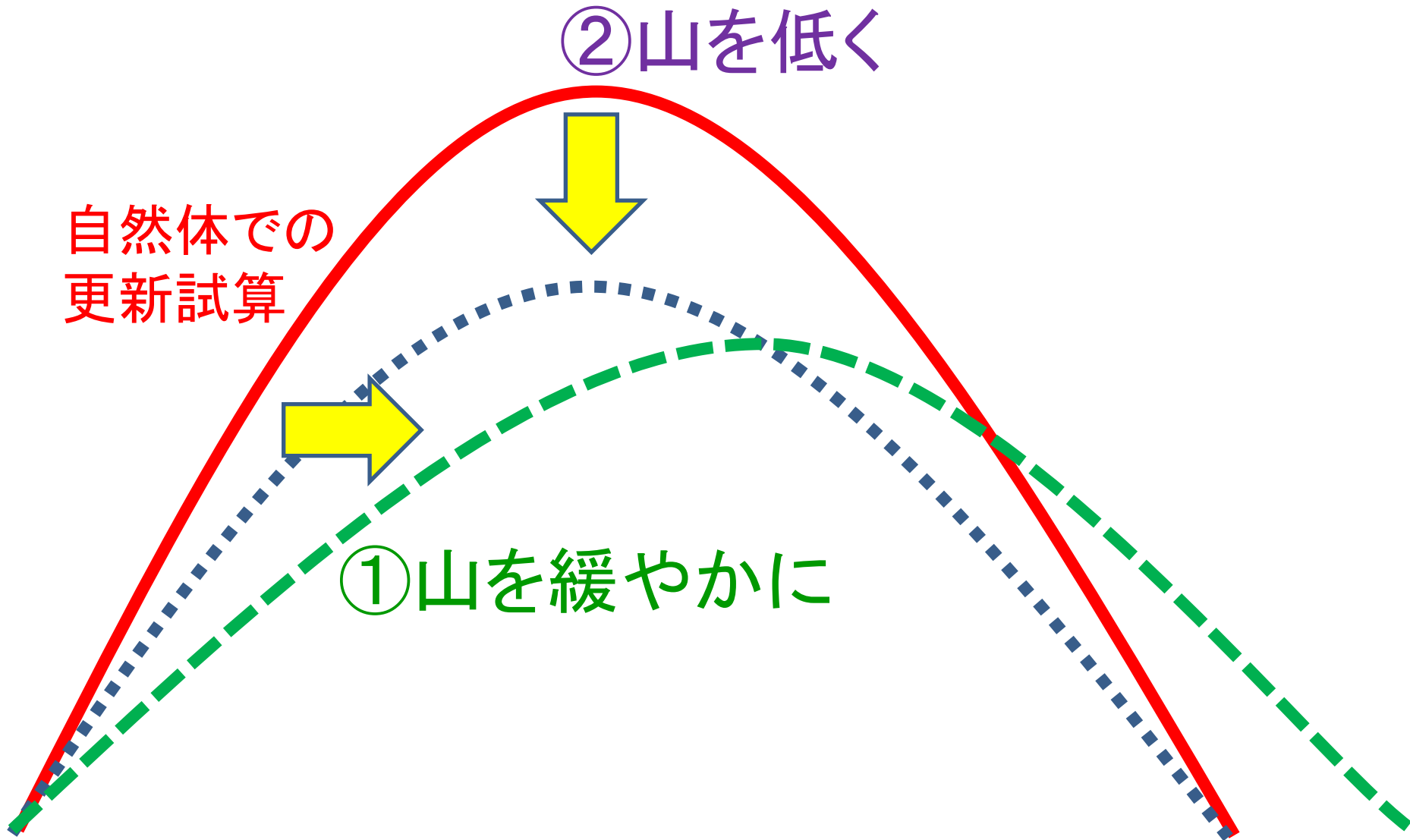
- 更新費用に係る地方債充当残及び元利償還金の試算結果は次のグラフのとおり
- 既発債のH24年度元利償還と比較すると、ピーク時には2倍近い一般財源負担に。
- 市町村によっては、標準財政規模に肉薄する市町村も。

★各市町村別のデータは参考資料を参照

更新費用試算(一般財源ベース) (京都市除く計)



更新費用に対する対応策 イメージ



① 山を緩やかに

- ・老朽化施設の長寿命化

→更新時期の分散、平準化等

② 山を低く

- ・公共施設の総量調整（更新費用の削減）

A 広域（市町村全体） 例）病院、文化会館 等

→複数市町村による共同・相互利用、機能分担

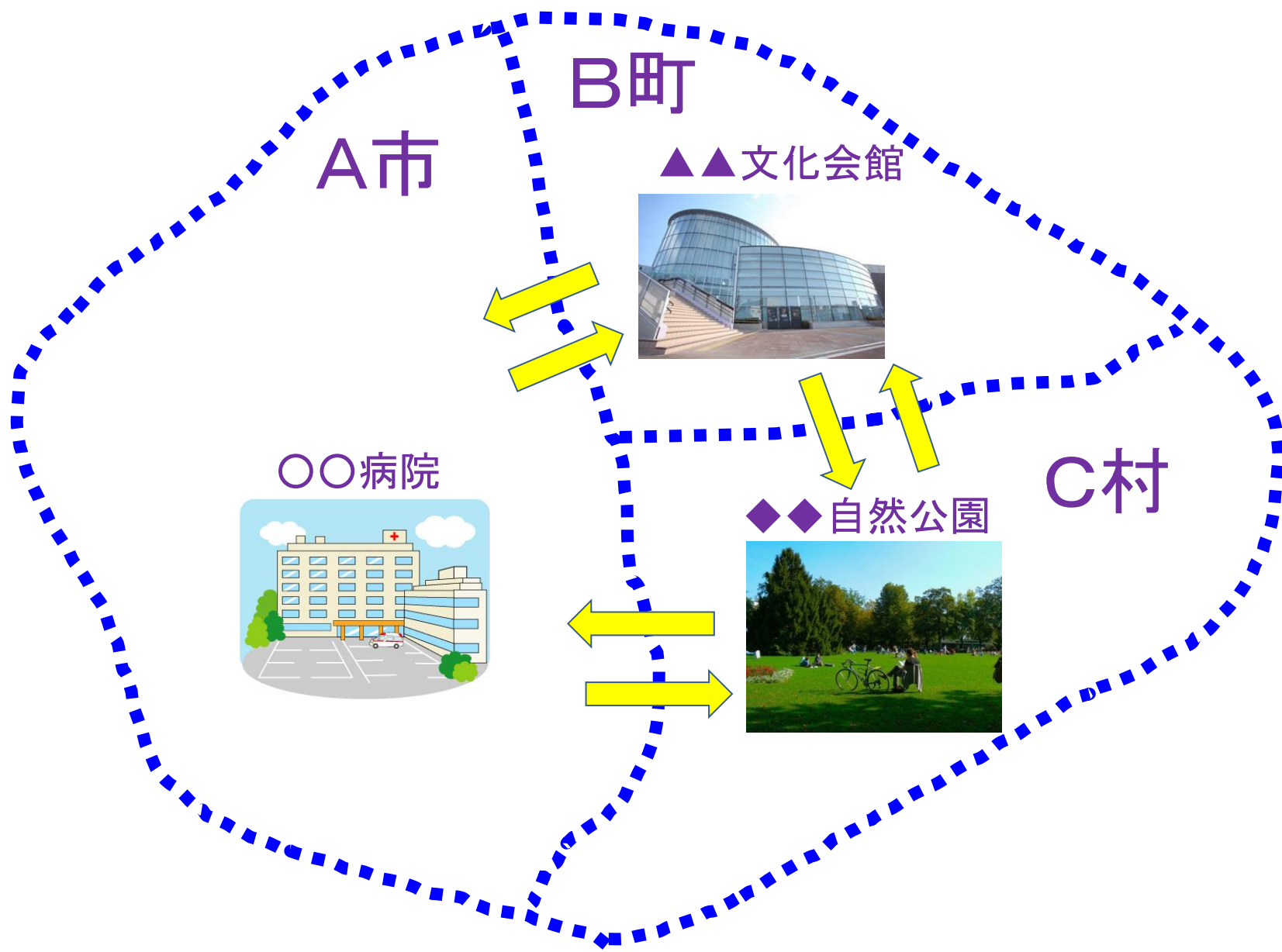
B 中域（小中学校区） 例）学校、保育所 等

→複合施設化、多機能化

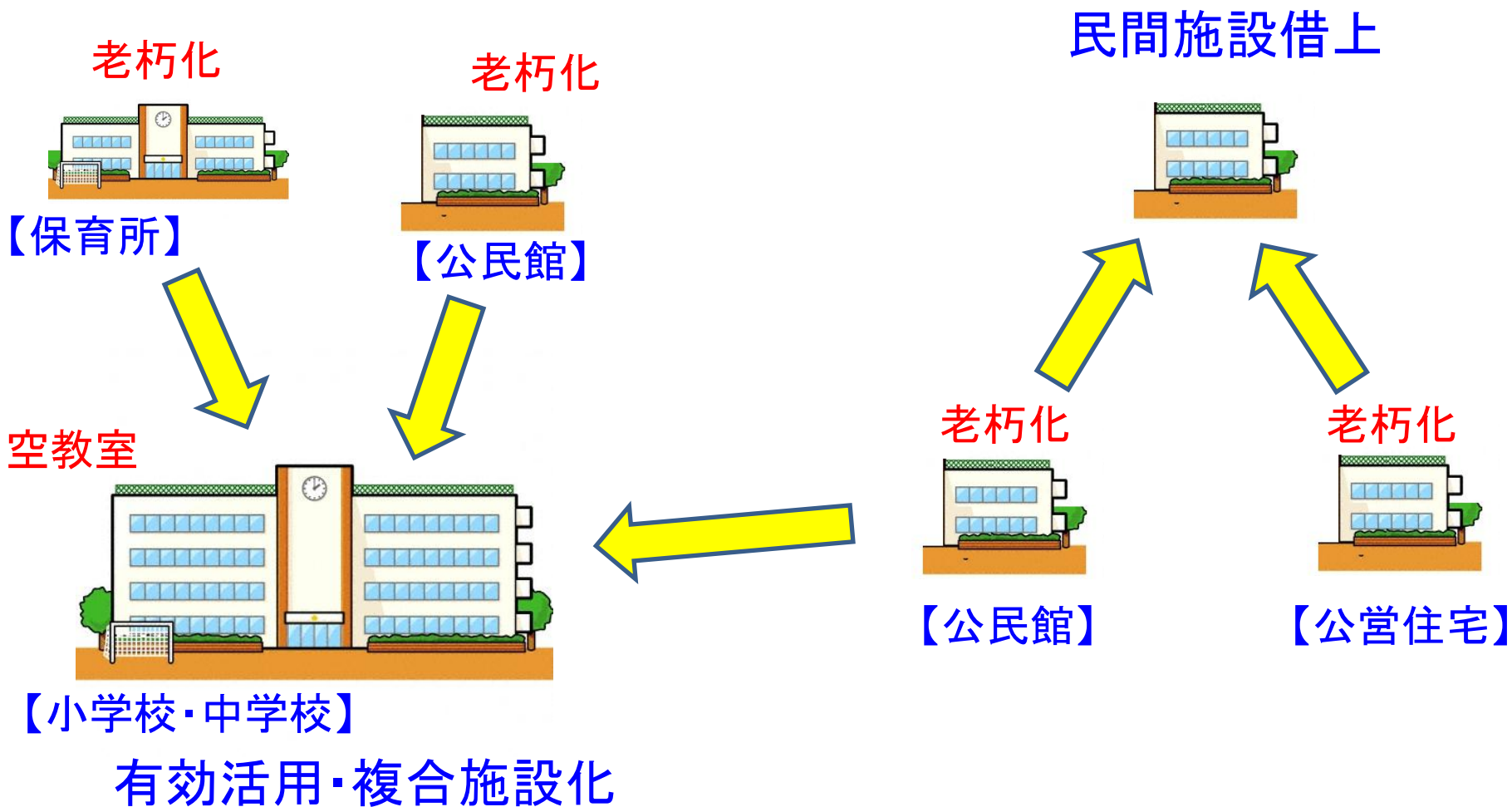
C 狭域（字・町内） 例）公民館、公営住宅

→民間施設借上、中域施設利用

共同・相互利用、広域連携イメージ



複合施設化・多機能化、民間借上イメージ



市町村における取組状況

- 府内市町村の公共施設マネジメントに関する実態調査の結果は次のとおり

◇公共施設の管理

- 各部署で個別管理している市町村が多い
- 全体像を把握する部署が必要

◇公共施設の情報管理

→多くの団体が財産台帳等のみ。

→マネジメントに必要な情報が不足

◇公共施設マネジメント方針(白書)の作成

→策定済3団体、策定中2団体

→他の団体は検討中又は予定なし

◇公共施設の維持・管理

→全ての施設を対象に計画的に実施している団体はなし

公共施設マネジメントに係る実態調査結果（H25. 3月 京都府自治振興課）

		団体数	状況
1. 公共施設の情報管理部門	ア 財政担当部署で管理	0	
	イ 財産管理部門で管理	5	
	ウ 各担当部署で個別管理	19	
	エ その他	1	
2. 公共施設の情報管理状況	ア 財産台帳のみ(相当するもの含む)	16	殆どの団体で財産台帳のみの管理となっている
	イ 固定資産台帳を整備(又は整備中)	1	
	ウ 財産に関する調書のみ	8	
	エ その他	1	
3. 公共施設の維持・管理の実施状況 ※複数選択可	ア 全ての施設を対象に計画的に実施	0	全ての施設を対象に計画的に実施している団体は無い状況 その他: 城陽市(橋りょうの長寿命化計画策定中)
	イ 施設毎に財源の範囲内で優先順をつけて実施	8	
	ウ リスク管理上取り組まねばならない施設を優先的に実施	11	
	エ 老朽化に対する維持・補修等、必要に応じて最小限に実施	22	
	オ その他	1	

		団体数	状況
4. 固定資産台帳の整備状況	ア 整備済	0	整備中: 和東町(H24)、久御山町(H24) 上記以外の団体は検討中又は予定なし
	イ 整備中	2	
	ウ 検討中	15	
	エ 予定なし	8	
4-2. 固定資産台帳の形式 ※整備している団体のみ回答願います。	ア 市販ソフト 全部	1	
	イ 市販ソフト 一部	1	
	ウ エクセル等 全部	0	
	エ エクセル等 一部	0	
	オ 紙の資産台帳で管理	0	
	カ その他	0	
4-3. 固定資産台帳の形式			該当団体なし
5. H22決算財務書類(財務4表)の公表状況	ア 公表済み	13	19団体が公表済又は公表予定
	イ 公表予定	6	
	ウ 検討中	2	
	エ 公表予定なし	4	
6. 公共施設マネジメント方針等の策定状況	ア 策定済	3	策定済: 舞鶴市(公共施設マネジメント白書) 宇治市(公共施設整備計画(H12策定)) 京丹後市(公共施設の見直し方針) 策定中: 長岡京市(公共施設マネジメント基本指針) 八幡市(公共施設有効活用基本計画) 京丹後市(公共施設見直し計画)
	イ 策定中	3	
	ウ 検討中	9	
	エ 予定なし	11	

まとめ

- 過去に建設された公共施設の老朽化が進行
- 維持補修費が増加、順次更新が必要
- 社会保障関係経費の増加等厳しい財政状況
- 人口減少、高齢化による住民ニーズの変動

- 合併や過疎化等により公共施設の再配置の検討が必要
- 合併団体においては合併算定替が逡減
- 限られた財源により将来にわたって行政運営・住民サービスを継続して実施するため、公共施設のあり方を見直すとともに、包括的・横断的に管理、マネジメントしていく必要

4. 公共施設マネジメントの 取組フロー

想定される取組フロー

1. 対応部署の設置（包括・横断的管理担当部署）



2. データ収集（検討するための基本情報の収集）



3. 公共施設総量の検討、受益と負担の可視化（白書）
（1）将来の更新費用の試算、公共施設総量の検討
（2）施設経営情報（受益と負担）の可視化



4. 公共施設マネジメント方針の検討・策定
（1）利用状況・コストによる施設分類、対象外施設の設定
（2）公共施設のあり方、個別施設の検討
（3）公共施設マネジメント方針の策定・実行

想定される取組フロー

1. 対応部署の設置（包括・横断的管理部署）

- 多くの市町村において、公共施設の管理は、縦割で行われているのが現状であり、包括・横断的に把握・管理している部門が存在しない状況。
 - 例）・学校 → 教育委員会
 - ・庁舎 → 総務部門
 - ・道路・橋りょう → 土木建築部門
- 今後の公共施設のあり方を検討し、より有効・効果的に活用・マネジメントするためには、包括的・横断的に管理する部署（担当）が必要

想定される取組フロー

2. データ収集（検討するための基本情報の収集）

- 本報告書では、決算統計のデータにより、更新費用等の大まかな分析を実施
- 各市町村において、具体的な対応方針を検討するためには、基礎となるデータ収集が不可欠
- 把握、調査等の方法の例
 - ・ 公共施設の棚卸し（既存情報の収集）
 - ・ 固定資産台帳の作成
 - ・ 担当部署へのヒアリング、現地調査
 - ・ 利用状況、運営収支、1件当たりコスト、更新費の把握

想定される取組フロー

3. 公共施設総量の検討、受益と負担の可視化（白書）

(1) 将来の更新費用の試算、公共施設総量の検討

- 本報告書では、決算統計のデータにより、更新費用等の大まかな分析を実施
- 実際の検討にあたっては、収集した個別施設データにより、より精度の高い更新費用の試算が必要
- その試算結果により、今後の公共施設総量を検討するとともに、今後の検討を進めるにあたって議会・住民との合意形成を図るため、グラフ等のわかりやすい資料により積極的に情報公開を行っていく必要

想定される取組フロー

3. 公共施設総量の検討、受益と負担の可視化（白書）

(2) 施設経営情報（受益と負担）の可視化

- 公共施設のあり方について検討していくためには、客観的な施設経営情報及びその可視化が不可欠
 - 利用状況、稼働率
 - 運営収支、1件あたりコスト、老朽度・更新費用
 - 公共施設数と今後の住民負担

- グラフ等のわかりやすい資料により、施設利用者と情報共有・共通認識のもと、検討を進める必要

想定される取組フロー

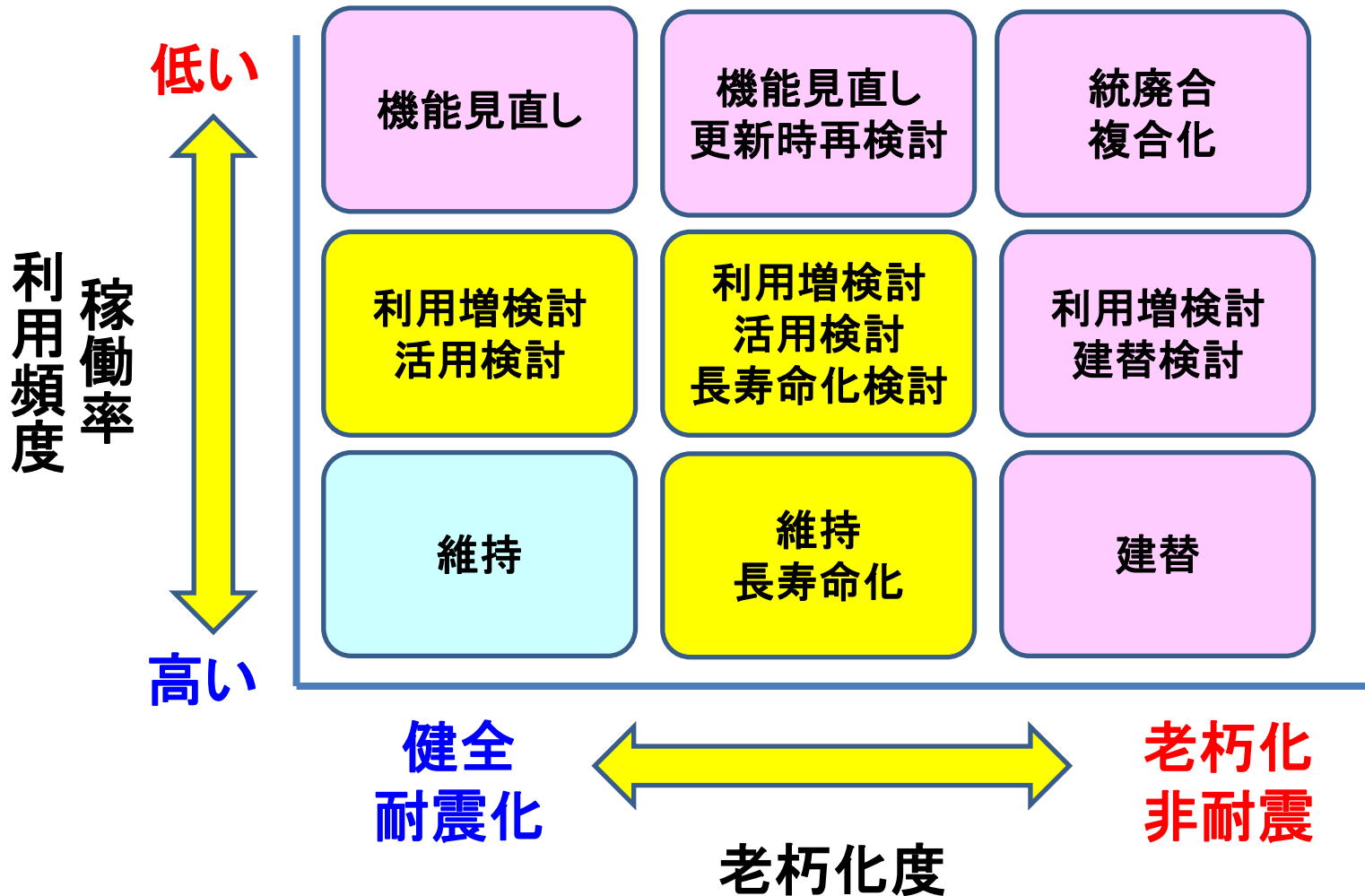
4. 公共施設マネジメント方針の検討・策定

(1) 利用状況・コストによる施設分類、対象外施設

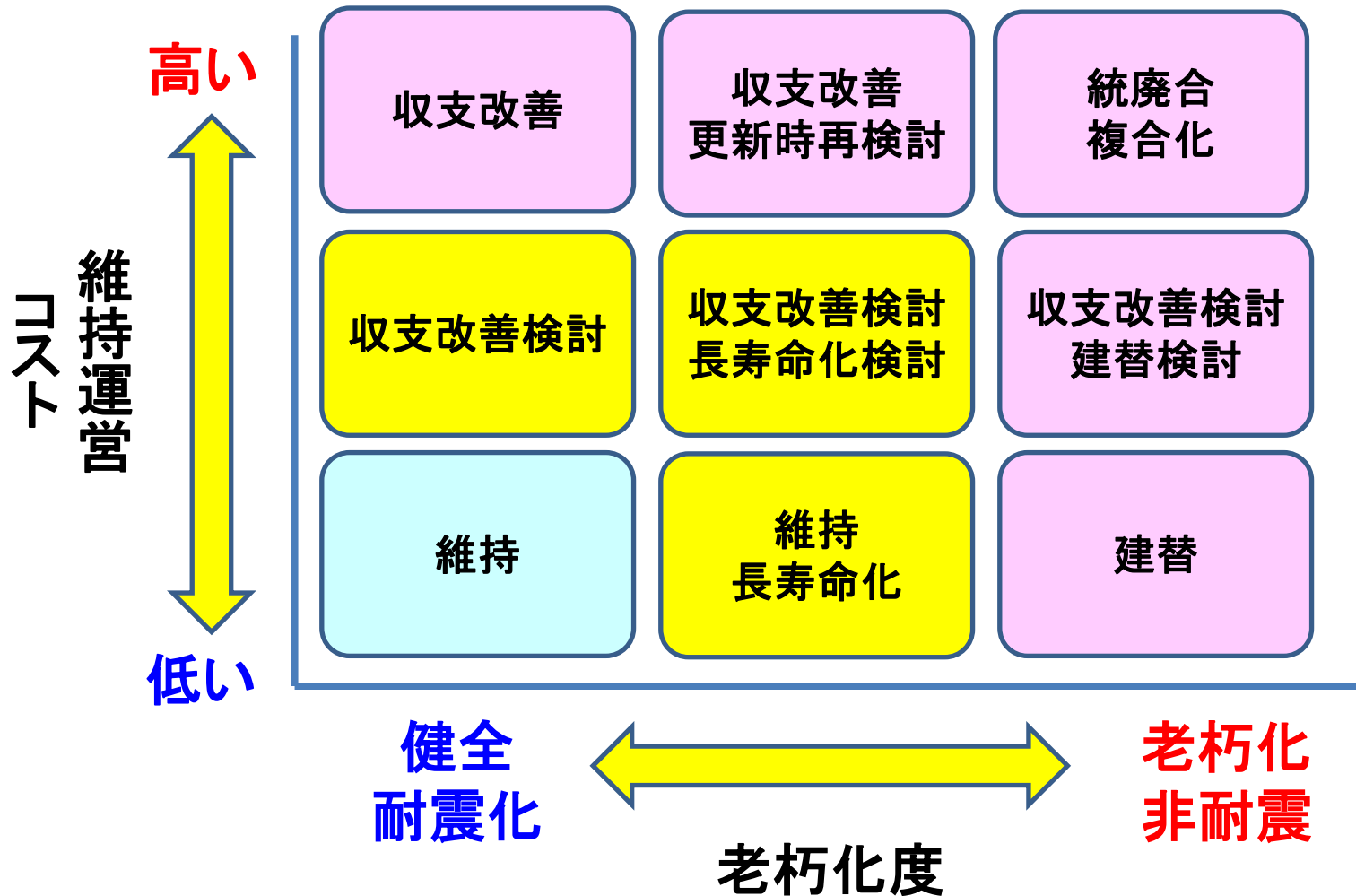
- 個別施設のあり方を検討するにあたり、可視化された利用状況・コスト・老朽化により分類して検討する必要。
 - 利用頻度 高い ↔ 低い
 - 運営コスト 高い ↔ 低い
 - 老朽化度合 高い ↔ 低い

- 次のような公共施設は検討の対象外となると考えられる。
 - 防災施設等、緊急時のための施設（消防施設等）
 - 行政運営のため必要な施設（本庁舎等）
 - 既に休止、廃止等が決定されているもの 等

(参考) 公共施設分類 例1



(参考) 公共施設分類 例2



想定される取組フロー

4. 公共施設マネジメント方針の検討・策定

(2) 公共施設のあり方、個別施設の検討

- 分類された公共施設について、可視化された施設経営データにより個別施設のあり方について検討
- 検討にあたっては、策定する対応方針を実効性の高いものにするため、早い段階から、議会での議論、住民の参画等による合意形成を図りながら進める必要。
- また、施設の存廃等だけでなく、指定管理者制度や民営化等運営管理方法も併せて検討する必要。

想定される取組フロー

4. 公共施設マネジメント方針の検討・策定

(3) 公共施設マネジメント方針の策定・実行

- 検討された、公共施設総量の対応方針、個別施設の今後の対応方針について、「公共施設マネジメント白書」等としてとりまとめ。
- とりまとめ後は、方針策定をゴールとするのではなく、スタートラインとして、情報を更新しながら継続して公共施設のマネジメントを実施。

先進団体の事例

団体名	時期	公表HP
藤沢市(神奈川)	H20.11月	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/page100157.shtml
習志野市(千葉)	H21.3月	http://www.city.narashino.chiba.jp/matidukurisanka/koukyou_saisei/h23/hakusho.html
秦野市(神奈川)	H21.10月	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/saihaichi/shise/gyose/shisaku/h-shisetsuhakusho.html
小田原市(神奈川)	H22.3月	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/administra/sisetsu/sisetuhakusyo.html
呉市(広島)	H23.3月	http://www.city.kure.lg.jp/kureinfo/gyousei09.html
西宮市(兵庫)	H23.8月	http://www.nishi.or.jp/contents/00016681000200078.html
武蔵野市(東京)	H23.9月	http://www.city.musashino.lg.jp/musashino_profile/008833.html
長崎市(長崎)	H24.2月	http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/zaisan/H24sisetuhakusyo/test.htm
相模原市(神奈川)	H24.3月	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/seido/023468.html
国立市(東京)	H24.3月	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/gyoseihyoka/005546.html
坂井市(福井)	H24.3月	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/shisei/05/p003990.html
鎌倉市(神奈川)	H24.4月	http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/facility.html
所沢市(埼玉)	H24.5月	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/keikaku/sisetuhakusho/index.html
さいたま市(埼玉)	H24.6月	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1340601236299/index.html
大津市(滋賀)	H24.7月	http://www.city.otsu.shiga.jp/www/contents/1339485333362/index.html

マネジメント 関係資料

- 不要・遊休施設の活用事例
（府内市町村の事例）
- 施設の解体・撤去等に活用できる財政措置
- 施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

不要・遊休施設の活用事例について(小・中学校)

市町村名	理由	活用例	活用において行った 施設整備	事業費(千円)	改修・財源
綾部市	統廃合	宿泊研修施設	教室等を改修し、宿泊室等を整備	60,847	・府補助金(電源立地地域対策補助金)
	統廃合	研修、交流施設	教室を改修し、研修、交流室等を整備	1,856	・府補助金(京都府市町村未来づくり交付金)
	統廃合	黒谷和紙振興施設	教室を改修し、体験室等を整備	17,295	・府補助金(京都府市町村未来づくり交付金)
	空き教室	幼稚園施設	教室を改修し、幼稚園施設等を整備	3,801	・府補助金(京都府市町村未来づくり交付金) ・教育振興基金
宮津市	廃校	セミナーハウス	内部全体の改修	10,000	・地球デザインスクール関連施設整備補助金 ・一般財源
	廃校	地域コミュニティー施設	教室棟を改修し、サロン活動、防災等の拠点として整備	30,500	・地域介護福祉空間整備等交付金 ・地域包括ケア総合交付金
	廃校	藤織り伝承記念館	藤織り伝承記念館へ貸与し、施設運営を委託	-	-
向日市	空き教室	老人福祉センター	専用玄関設置 教室を改修し、事務室や創作工房、大広間等を整備	213,682	・地域福祉推進事業債(共生のまち推進事業)

市町村名	理由	活用例	活用において行った 施設整備	事業費(千円)	改修・財源
八幡市	統廃合	教育支援施設	教室、トイレを改修し、空調 設備整備、壁面塗装	2,648	・一般財源
南山城村	統廃合	コミュニティ運動広場	解体・造成・施設整備	60,000	・国庫支出金(きめ細かな交 付金)
	統廃合	山の上マーケットイベント 会場・体験交流施設・ アウトドア宿泊施設	特になし	-	-
	統廃合	ものづくり工房・カフェ・そ ば打ち体験施設	小学校を改修・補修し、体験 施設等を整備	3,000	・府補助金(地域力再生交付 金)
	統廃合	ライブ・アートイベント会 場、地域図書室	特になし	-	-
京丹波町	統廃合	学童保育施設	特になし	不明	-
	統廃合	地域振興拠点として住民 自治組織に貸出	特になし	-	-
	統廃合	高齢者福祉施設として社 会福祉法人に貸出	特になし	-	-
伊根町	統廃合	宿泊研修施設	教室を改修し、宿泊室等を 整備	127,270	・過疎債 ・国庫補助(公立学校施設整 備費)
	統廃合	リユースショップ	空き教室を使用	0	-

不要・遊休施設の活用事例について(幼・保育所)

市町村名	理由	活用例	活用において行った施設整備	事業費(千円)	改修・財源
綾部市	用途廃止	放課後児童健全育成学級	教室を改修し、放課後児童受入のための教室等を整備	939	・府補助金(「のびのび育つ」こども応援事業費補助金)
	用途廃止	幼稚園施設	社会福祉法人へ無償譲渡し、施設運営を法人へ委託	-	-
城陽市	統廃合	倉庫	教室を改修し、市の倉庫として使用	1,458	・国庫支出金(きめ細かな交付金)
八幡市	統廃合	障害者通所施設	幼稚園を改修し、障害者通所施設を整備	9,603	・京都府補助金(福祉環境施設整備事業費補助金) 3,570千円 ・基金繰入金 6,000千円
	統廃合	シルバー人材センター事務所	幼稚園を改修し、障害者用トイレ、空調、照明、スロープ設置、壁面塗装	6,097	・京都府補助金 2,310千円
	統廃合	障害者の生活支援、自立と社会参加の促進等の活動拠点	幼稚園を改修し、ボランティアルーム、相談室、事務室改修、トイレ改修、スロープ改修	11,105	・京都府補助金 1,550千円 ・一般単独事業債(地域総合整備事業債) 9,000千円
	統廃合	社会教育団体、社会体育団体の活動拠点	幼稚園を改修し、屋上防水、空調設備整備、トイレ改修、屋上ゲートボール場整備	41,380	・一般単独事業債(発展基盤緊急整備事業) 33,300千円

市町村名	理由	活用例	活用において行った 施設整備	事業費(千円)	改修・財源
南丹市	休所	発達支援センター (障害者福祉施設)	保育所を改修し、施設整備	52,659	・府補助金(未来づくり交付金) 6,570千円 ・府貸付金(京都府未来づくり資 金) 41,100千円 ・一般財源 4,989千円
	休所	グループホームとして活 用することを条件とした民 間への売却		5,158	
南山城村	統廃合	木工作業所	特になし	-	-
	統廃合	地域葬儀場(聖愛の家)	特になし	-	-
	統廃合	未活用	特になし	-	-
	統廃合	コミュニティ運動広場	解体・造成・施設整備	5,000	・国庫支出金(きめ細かな交付 金)
京丹波町	統廃合	学童保育施設	保育所を改修し、学童保育 施設を整備	3,332	・一般財源

不要・遊休施設の活用事例について(その他施設)

市町村名	従前の施設 (不要・遊休理由)	活用例	活用において行った 施設整備	事業費(千円)	改修・財源
綾部市	地区学習館 (用途廃止)	放課後児童健全育成学級	室内を改修し、放課後児童受入のための教室等を整備	680	・一般財源
	地区学習館 (空きスペース)	不登校児童生徒対応施設	施設の一部を活用し、適応指導教室を整備	-	-
	内職センター (用途廃止)	リユースショップ	センター内を改修し、リユースショップ等を整備	3,049	・府補助金(京都府市町村未来づくり交付金) ・環境基金
	消防詰所 (用途廃止)	自治会倉庫等	自治会等へ無償貸与し、地元倉庫等として活用	-	-
宮津市	児童館 (廃館)	障害者の自立・生活支援、子育てサロンの複合施設	内部全体の改修、耐震化、バリアフリー化	19,500	・地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金 ・一般財源
和束町	和束町グリーン工場	農業体験施設	水菜などの軟弱野菜やハーブを植栽するため、自動カーテンの改修や灌水設備工事等を行う。	21,950	・府補助金(地域力再生交付金) ・府補助金(未来づくり交付金)
京丹波町	和知支所(旧和知町役場市町村合併により2階フロアが不要となった。)	京都府立林業大学の教室	支所を改修し、教室を整備	28,903	・一般財源

施設の解体・撤去等に活用できる財政措置

(1) 地方債

施設等の解体撤去を行い施設の新増築を行う場合は、新増築する施設の建設事業と一体の事業として、該当事業債の起債対象経費とすることが可能である。

【参考】平成24年度地方債同意等基準運用要綱

第一 簡易協議等手続に関する事項

一 一般的事項

1 略

2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものと解されること。

このため、簡易協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とするものであること。

(2) 過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業（ソフト分））

過疎対策事業債（ソフト分）については、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象としており、解体・撤去費用も対象とすることが可能である。

(3) 過疎地域等自立活性化推進交付金（遊休施設再編整備事業）

現在使用されていない廃校舎その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助されるもの。

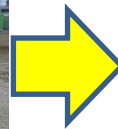
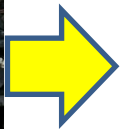
事業主体 過疎市町村等

交付対象経費限度額 60,000千円／1事業

交付限度額 交付対象経費×1／3

(4) 地域再生計画における特定地域再生事業

老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業のうち、国庫補助金の交付の対象となる事業は一般補助施設整備等事業債(充当率75%)の対象



施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

(1) 国庫補助金の取扱

従来、国庫補助金を受けて整備された施設の転用等を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、国庫補助金を返還するか各省庁の手続きが必要とされてきましたが、平成20年の補助金等適正化中央連絡会議において、次のとおり弾力化が図られています。

<弾力化の概要>

- ① 10年経過した補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫補助金返還も求められない。
- ② 10年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合は、①と同様の取扱

※詳しい承認基準等は各省庁の通知等を確認ください。

施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

(2) 地方債の取扱

地方公共団体が公共施設を転用する場合に、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合は協議等が不要とされています。

※財政融資資金、地方公共団体金融機構資金（旧公庫資金）については、別途、財産処分の手続きが必要となる場合があります。

【参考】平成24年度地方債同意等基準運用要綱

第四 その他の留意事項

三 公共施設の転用

地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債経費である限り、地財法上、繰上償還を行うべき事由には該当するものではないが、その場合でも、当該施設に係る地方債について起債の目的（協議の単位となる事業区分。以下同じ。）が変更となる場合は協議等が必要であること。ただし、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合は、当初の起債の目的に変更はなく、協議等が不要であること。

施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

(3) 地方交付税措置

地方公共団体が公共施設を転用する場合であって、当該施設に係る地方債の起債の目的（協議の事業区分）が変更とならない場合には、公共施設の転用後も、引き続き当該地方債の元利償還金が基準財政需要額に算入されます。（変更となる場合には転用時点までの算入となります）

【参考】 総務省自治財政局交付税課事務連絡（H20.5.8）

公共施設の転用が行われた場合の地方交付税措置について

地方公共団体が公共施設を転用する場合であって、当該施設に係る地方債（元利償還金を基準財政需要額に算入しているものに限る。以下同じ。）について起債の目的（協議にあたっての事業区分。以下同じ。）が変更とならない場合には、公共施設の転用後も、引き続き、当該地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

地方公共団体が公共施設を転用する場合であって、当該施設に係る地方債について起債の目的が変更となる場合には、公共施設の転用時点まで当該地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するが、以降の算入は行わない。

施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱

(4) 地方単独事業の場合

地方債については、転用後の事業が適債経費であれば繰上償還は必要ありませんが、起債の目的が変更となる場合は変更協議等が必要であり、また、その場合、地方交付税については、施設の転用以降、当該地方債の元利償還金は基準財政需要額に算入されなくなります。

※何れにしても補助官庁等に事前に相談する必要

○参考資料

- ・マネジメント取組状況(実態調査結果)
- ・過去の公共投資の状況(団体別)
- ・ // (施設別、団体別)
- ・公共施設の状況(団体別)
- ・普通建設事業費、維持管理費の状況(団体別)
- ・更新コストの試算(団体別)

◇付録

- ・歳入推移(S44～、団体別)
- ・歳出推移(S44～、団体別)

